

高齢者のための

# ふれあい福祉ガイド



令和6年度版

相 模 原 市



---

## 利用にあたって

本市では、高齢者の皆様が、いきいきと充実した生活をおくることができるよう、高齢者保健福祉計画\*に基づき各種サービスの充実に努めているところです。

この冊子は、高齢者のための各種サービスの内容をわかりやすく簡単に紹介したものです。利用しやすいよう、在宅福祉サービス、介護保険、敬老、生きがいなどの分野ごとに掲載しています。

また、様々な福祉活動を展開している社会福祉協議会についても詳しく紹介しています。

この冊子を保健福祉サービス利用の一助としていただければ幸いです。

令和6年7月

---

\*高齢者保健福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）  
超高齢社会をめぐる様々な課題に対し、基本的な目標を定め、その実現に向かって取り組むべき施策を明らかにしたものです。

※掲載内容は令和6年4月1日現在の情報を基本としております。

※この「高齢者のためのふれあい福祉ガイド」の作成費用の財源の一部とするため、広告を掲載しています。広告内容に関するお問い合わせは、それぞれの広告主へお願いします。また、広告内容について市が保証や推薦をするものではありませんのでご了承ください。

# 主なサービス等早見表

※ 利用要件は各項目のページをご確認ください。  
 ※ 市社協とは、相模原市社会福祉協議会のことです。

自宅で日常生活を営むために支援してほしい		<b>介護保険居宅サービス</b> ●自宅を訪問してのサービス ●通所（日帰りで通う）サービス ●施設への短期入所サービス ●福祉用具の貸与・購入 ●住宅改修費支給	38 } 39
		<b>介護予防・日常生活支援総合事業</b> ●介護予防・生活支援サービス ●一般介護予防事業	40 } 42
		<b>在宅福祉サービス</b> ●給食サービス ●寝具乾燥消毒サービス ●ねたきり高齢者出張理美容サービス助成 ●ねたきり高齢者等移送サービス利用助成 ●紙おむつ・尿とりパット支給 ●はり・きゅう・マッサージ 施術料助成 ●緊急一時入所サービス ●緊急通報サービス ●電話訪問サービス ●電話の貸与	14 } 19
		高齢者向け補聴器購入費助成	17
		住宅改修相談	20
	市社協	ふれあいサービス (有料の住民参加型家事援助サービス)	88
		ふれあいデイホーム (介護している高齢者を一時的に介護)	88
福祉用具の貸出し		88	
	粗大ごみ福祉ふれあい収集	23	
日常生活で困ったときに相談したい	電話でのやりとりに支障がある	身近な相談窓口など	11 ~ 13
		電話リレーサービス	19
外出したいので、移送サービスなどを利用したい	要介護4・5認定者	ねたきり高齢者等移送サービス利用助成	15
		福祉有償運送（移送サービス）	61
	津久井地域	介護予防事業送迎けんこう号	21

老人ホーム等への入所を検討している	老人ホームの種類と入所要件等	47	
認知症が心配 認知症のある人の見守りが必要	認知症疾患医療センター	29	
	もの忘れ相談	29	
	認知症高齢者・障害者等 見守り検索サービス	30	
	認知症高齢者・障害者等 SOSネットワークシステム(見守りシール事業含む)	30	
お金の管理が心配 将来入院・入所したときなどの手続き や支払いが心配	成年後見制度利用支援事業	32	
	市社協	成年後見制度利用促進事業	33
		日常生活自立支援事業	34
		みまもりエンディングサポート 事業	34
ねたきり状態で通院できない	在宅医療に関する相談	48	
	歯科訪問診療	57	
高齢者に関する軽減制度	バリアフリー改修に伴う固定資産税 の減額	20	
	下水道使用料の減免	24	
	水道料金の減免	24	
	65歳以上に対する施設使用料等の減免 (個人利用)	77	
	介護保険サービスの利用者負担の特例	46	
	医療費控除 (おむつ代・介護保険サービス)	84	
身近な交流の場を知りたい	老人クラブ(ゆめクラブ相模原)	68	
	ふれあい・いきいきサロン【市社協】	89	

# 目 次

## 相 談 窓 口

市役所関係の窓口 .....	8
身近な相談先	
地域包括支援センター .....	11
相模原救急医療情報センター .....	12
ホッと!あんしんダイヤル .....	12
高齢者あんしん相談ネットワーク .....	13
民生委員・児童委員 .....	13

## 在宅福祉サービス

### 暮らしの中で困ったときは

給食サービス .....	14
寝具乾燥消毒サービス .....	14
ねたきり高齢者出張理美容サービス助成 .....	15
ねたきり高齢者等移送サービス利用助成 .....	15
紙おむつ・尿とりパッドの支給 .....	16
はり・きゅう・マッサージ施術料助成 .....	16
高齢者向け補聴器購入費助成 .....	17

### 介護をする人が病気になったら

緊急一時入所サービス .....	17
------------------	----

### 高齢者のみの世帯などで不安なときは

緊急通報サービス .....	18
電話訪問サービス .....	19
電話の貸与 .....	19
電話リレーサービス .....	19

### その他のサービス

住宅改修相談 .....	20
バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額 .....	20
介護予防事業送迎けんこう号 .....	21
介護マーク .....	22
ヘルプマーク .....	22
在日外国人高齢者等福祉給付金 .....	23
粗大ごみ福祉ふれあい収集 .....	23
下水道使用料の減免 .....	24
水道料金の減免 .....	24

郵便等による不在者投票制度	26
代理投票と点字投票	27

## 認知症のある人のために

認知症とは	28
認知症のある人への接し方	28
認知症疾患医療センター	29
もの忘れ相談	29
認知症サポーター養成・ステップアップ講座	29
認知症高齢者・障害者等見守り検索サービス	30
認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワークシステム（見守りシール事業含む）	30
認知症高齢者等の行方がわからなくなったときは	31

## 権 利 擁 護

高齢者の虐待についての相談	32
成年後見制度利用支援事業	32
さがみはら成年後見・あんしんセンター	33

## 介 護 保 険

被保険者	35
保険料	35
介護保険サービスを利用するには（要介護認定）	37
要介護認定を申請できる人	37
介護保険で利用できるサービス	38
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）	40
介護保険サービスの利用者負担	43
施設サービスの利用者負担	44
高額介護（介護予防）サービス費	45
利用者負担の特例など	46
老人ホームの種類と入所要件等（※介護サービス事業所以外）	47
市内のサービス付き高齢者向け住宅（※介護サービス事業所以外）	47
市内の介護サービス事業所一覧	47

## 保 健 ・ 医 療 等

医療相談	48
在宅医療に関する相談	48
在宅医療・介護連携に関する相談	49
人生会議とは	49
各種検診	50
（特定）健康診査	52
健康相談	54
健康教育	55

保健師等による訪問指導	56
インフルエンザの予防接種	56
新型コロナウイルスの予防接種	56
高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種	57
歯科訪問診療	57
要介護高齢者等歯科診療	58
身体障害者手帳	58
精神障害者保健福祉手帳	59
自立支援医療（更生医療）	59
自立支援医療（精神通院医療）	60
精神障害者入院医療援護金	60
補装具の交付・修理	61
福祉有償運送（移送サービス）	61
精神保健相談	62
アルコール・薬物・ギャンブルの相談	62
重度障害者医療費の助成	63
後期高齢者医療制度	64
ウィッグ購入費の助成	66

## 敬老・生きがい

敬老事業	68
老人クラブ（ゆめクラブ相模原）	68
シルバー人材センター	69
地域活動支援事業	70
さがみはら・ふれあいハートポイント事業（介護支援ボランティア事業）	70
全国健康福祉祭（ねんりんピック）	70

### 学習の機会

市民大学（あじさい大学コース）	70
高齢者教養講座	71
高齢者を対象とした教養・健康講座事業等	71
高齢者学級	71

### 憩いと交流の場

老人福祉センター 溪松園	72
老人福祉センター 若竹園	72
津久井老人福祉センター	72
津久井地域福祉センター	73
あじさい会館	73
新磯ふれあいセンター（れんげの里あらいそ）	74
東林ふれあいセンター	74
さがみ湖リフレッシュセンター	75
北市民健康文化センター（LCA 国際小学校北の丘センター）	75



市民健康文化センター	76
------------	----

## 施設使用料等の減免

高齢者（65歳以上）に対する施設使用料等の減免（個人利用）	77
-------------------------------	----

## 住宅・税金・年金

### 住 宅

高齢者向けの市営・県営住宅	78
セーフティネット住宅	79
あんしん賃貸支援事業	79
高齢者住まい探し相談会	80
生活福祉資金（住宅資金）貸付け	80

### 税 金

税額の算出方法	81
公的年金等控除	81
所得控除	83
おむつ代の医療費控除	84
介護保険と医療費控除	85

### 年 金

老齢基礎年金	86
--------	----

## 社会福祉協議会

高齢者のための福祉サービス	88
その他のサービス	89
地域福祉の推進役！地区社会福祉協議会	90
お問い合わせ先	91

## トピックス・資料

悪質な商法にご注意を！	92
特殊詐欺にご注意を！	92
運転免許証の返納についても検討を！	93
災害時の避難情報について	93
防災情報の確認方法について	93
119番通報サービス	94
「住宅用火災警報器」の設置・交換をしましょう	95
主な行政機関・施設の一覧	96
福祉に関するマークの紹介	99

# 相 談 窓 口

## 市役所関係の窓口

内 容	窓 口	電 話
高齢者の保健や福祉に関する相談 在宅福祉サービスの申請	緑高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (緑区合同庁舎 3階)	042(775)8812
	城山福祉相談センター (城山総合事務所本館 1階)	042(783)8136
	津久井高齢・障害者相談課 地域・高齢福祉班 (津久井保健センター 1階)	042(780)1408
	相模湖福祉相談センター (相模湖総合事務所 2階)	042(684)3215
介護保険に関する申請	藤野福祉相談センター (藤野総合事務所 2階)	042(687)5511
	中央高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (ウェルネスさがみはら A館 1階)	042(769)8349
	南高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (南保健福祉センター 1階)	042(701)7704
生きがい活動(市民大学(あじさい 大学コース)・老人クラブなど)に ついて	高齢・障害者福祉課 高齢福祉班 (市役所本館 4階)	042(769)8354
介護保険(給付・保険料、要介護 認定に係る調査・審査判定の関する ことなど)について	介護保険課 総務・給付班 介護保険課 保険料班 介護保険課 認定班 (あじさい会館 4階)	042(707)7058 042(769)8321 042(769)8342
介護サービス事業所に関する 苦情相談	福祉基盤課 高齢指定・指導班 (市役所本館 4階)	042(769)9226
介護予防について	高齢・障害者支援課 高齢支援班 (ウェルネスさがみはら B館 3階)	042(769)9249
	緑高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (緑区合同庁舎 3階)	042(775)8812
	津久井高齢・障害者相談課 地域・高齢福祉班 (津久井保健センター 1階)	042(780)1408
	中央高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (ウェルネスさがみはら A館 1階)	042(769)8349
	南高齢・障害者相談課 高齢福祉班 (南保健福祉センター 1階)	042(701)7704

内 容	窓 口	電 話
後期高齢者医療制度について	国保年金課 後期高齢班 (市役所本館 1 階) 城山福祉相談センター (城山総合事務所本館 1 階) 津久井高齢・障害者相談課 地域・高齢福祉班 (津久井保健センター 1 階) 相模湖福祉相談センター (相模湖総合事務所 2 階) 藤野福祉相談センター (藤野総合事務所 2 階)	市後期高齢者医療コールセンター 042(707)8787 042(783)8136 042(780)1408 042(684)3215 042(687)5511
国民健康保険加入者の特定健康診査	健康増進課 (ウェルネスさがみはら A 館 4 階)	市国民健康保険コールセンター 042(707)8111
後期高齢者医療制度加入者の健康診査		市後期高齢者医療コールセンター 042(707)8787
がん検診、肝炎ウイルス検診、お口の健康診査、医療保険未加入の生活保護制度利用者等の健康診査	健康増進課 (ウェルネスさがみはら A 館 4 階)	042(769)9220
成人健康相談、健康教育、保健師等による訪問指導	緑保健センター (緑区合同庁舎 4 階) 中央保健センター (ウェルネスさがみはら A 館 4 階) 南保健センター (南保健福祉センター 3 階) 緑保健センター (津久井担当)※ (津久井保健センター 1 階) 〔城山、相模湖、藤野地域の実施場所は各総合事務所内の緑子育て支援センターです。〕 〔※成人健康相談は来所相談(指定日)のみ実施〕	042(775)8816 042(769)8233 042(701)7708 042(780)1414
精神保健相談	緑高齢・障害者相談課 精神保健福祉班 (緑合同庁舎 3 階) 津久井高齢・障害者相談課 障害福祉班 (津久井保健センター 1 階) 中央高齢・障害者相談課 精神保健福祉班 (ウェルネスさがみはら A 館 1 階) 南高齢・障害者相談課 精神保健福祉班 (南保健福祉センター 3 階)	042(775)8811 042(780)1412 042(769)9806 042(701)7715

内 容	窓 口	電 話
国民年金相談	国保年金課 年金班 (市役所本館1階) ※内容により、年金事務所等での相談を案内する場合があります。	042(769)8228
生きがいのための就業相談 (おおむね60歳以上)	シルバー人材センター中央事務所 (中央区富士見4-3-1)	042(754)1177
	シルバー人材センター南事務所 (南区相模大野8-9-6)	042(745)2158
	シルバー人材センター緑事務所 (緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所内)	042(783)1313
	シルバー人材センター津久井連絡所 (緑区中野218-1)	042(780)1872
	シルバー人材センター相模湖連絡所 (緑区与瀬1183-2)	042(684)3126
	シルバー人材センター藤野連絡所 (緑区小淵2000 藤野総合事務所内)	042(686)6505
就業相談	ハローワーク相模原 (中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎1階)	042(776)8609
	総合就職支援センター (緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内 (イオン橋本店6階))	042(700)1618
消費生活相談 (契約上のトラブルなど)	消費生活総合センター (緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内 (イオン橋本店6階)) ※中央区・南区の市民相談室からインターネット回線を通じたオンライン面談も可能です。(平日のみ、要予約)	042(775)1770 または (市外局番なしで) 188

※市外局番はいずれも042ですが、相模湖地区・藤野地区以外の相模原市域から相模湖・藤野地区へかける場合は042が必要です(相模湖・藤野地区は八王子支局のため)。

## 身近な相談先

### 地域包括支援センター

高齢者の保健・福祉・介護および介護予防について、皆様からの相談をより身近なところでお受けすることができるよう、市内29箇所に市が委託をして『地域包括支援センター』を設置しています。

地域包括支援センターでは、高齢者や介護する家族等からの保健・福祉・リハビリテーション・介護等に関する様々な相談を窓口や電話、訪問などの方法でお受けするほか、介護予防に関する教室の開催、高齢者の日常生活を支援する市の在宅福祉サービスや介護保険サービスを利用するためのお手伝い、介護予防ケアプランの作成なども行っています。

相談や申請等の費用は無料ですので、お気軽にご相談ください。

名 称	電話番号	所 在 地	担当地区
橋本 地域包括支援センター	042(773)5812	緑区西橋本3-1-14	橋本地区
相原 地域包括支援センター	042(703)5088	緑区二本松3-4-7	相原地区
大沢 地域包括支援センター	042(760)1210	緑区大島1556 (特別養護老人ホーム中の郷ユニット型内)	大沢地区
城山 地域包括支援センター	042(783)0030	緑区久保沢1-3-1 (城山総合事務所本館1階)	城山地区
津久井 地域包括支援センター	042(780)5790	緑区中野966-5	津久井地区
相模湖 地域包括支援センター	042(684)9065	緑区与瀬896 (相模湖総合事務所1階)	相模湖地区
藤野 地域包括支援センター	042(686)6705	緑区小淵2000 (藤野総合事務所4階)	藤野地区
小山 地域包括支援センター	042(771)3381	中央区宮下1-1-21	小山地区
清新 地域包括支援センター	042(707)0822	中央区清新3-6-1	清新地区
横山 地域包括支援センター	042(751)6662	中央区横山1-2-15 グリーンハイム1階	横山地区
中央 地域包括支援センター	042(730)3886	中央区千代田1-6-2 アスカマンション1-C号室	中央地区
星が丘 地域包括支援センター	042(758)7719	中央区千代田5-3-19	星が丘地区
光が丘 地域包括支援センター	042(750)1067	中央区光が丘2-18-87 (光が丘ふれあいセンター内)	光が丘地区
大野北第1 地域包括支援センター	042(704)9551	中央区淵野辺3-20-15 淵野辺コート1階	大野北第1地区
大野北第2 地域包括支援センター	042(768)2195	中央区鹿沼台1-3-17 ヴィアーレ鹿沼台1-C	大野北第2地区

名 称	電話番号	所 在 地	担当地区
田名 地域包括支援センター	042(764)6831	中央区田名1262-5 D+style上田名ビル1階	田名地区
上溝 地域包括支援センター	042(760)7055	中央区上溝7-16-13	上溝地区
大野中 地域包括支援センター	042(701)0511	南区古淵3-28-1 ランバーパート6 1階	大野中地区
大沼 地域包括支援センター	042(705)5435	南区若松4-17-13 ソフィアビル1階	大沼地区
大野台 地域包括支援センター	042(758)8278	南区大野台5-25-10	大野台地区
大野南 地域包括支援センター	042(767)3701	南区相模大野3-1-33 丸徳ビル1階7号	大野南地区
上鶴間 地域包括支援センター	042(767)2731	南区上鶴間本町6-28-14	上鶴間地区
麻溝 地域包括支援センター	042(777)6858	南区下溝756-6 (三和麻溝店B館3階)	麻溝地区
新磯 地域包括支援センター	046(252)7646	南区新戸1716 (新戸デイサービスセンター内)	新磯地区
相模台第1 地域包括支援センター	042(767)3888	南区南台5-12-21 品田ビル1-A	相模台第1地区
相模台第2 地域包括支援センター	042(741)6665	南区麻溝台6-26-4 旭マンション1階	相模台第2地区
相武台 地域包括支援センター	046(206)5571	南区新磯野4-1-3 (相武台まちづくりセンター・公民館内)	相武台地区
東林第1 地域包括支援センター	042(740)7708	南区東林間5-5-1	東林第1地区
東林第2 地域包括支援センター	042(705)8278	南区相南1-7-17	東林第2地区

地域包括支援センターは、休日や夜間でも緊急の相談等がある場合には対応いたします。ただし、地域包括支援センターは医療機関ではありませんので、休日・夜間に具合が悪くなったら、まず、かかりつけの医師に連絡をして受診してください。

連絡がつかない場合は**相模原救急医療情報センター（電話 042 (756) 9000）**へ電話してください。ここでは、診療可能な医療機関をご案内します。

## ホッと！あんしんダイヤル

高齢者を介護している家族や高齢者の介護・健康・医療に関する相談を、フリーダイヤルでお受けします。

- ・匿名で相談できます。
- ・看護師やケアマネジャー等の資格を持つ専門の相談員が対応します。
- ・必要に応じて、市の支援窓口をご案内します。

相談時間：月～金曜日 午後5時～翌日午前8時30分  
土・日・祝日等24時間

電話番号：☎ 0120-268-124

## 高齢者あんしん相談ネットワーク

窓口 高齢・障害者支援課 電話 042(769)9249

市内の介護保険事業者が、介護保険の制度や介護の悩みなどについて相談を受けます。また、必要に応じ地域の専門相談機関である地域包括支援センターをご案内します。

○高齢者あんしん相談ネットワーク協力事業所（注①）には看板（下記）が掲示されています。

令和6年4月現在 104か所

○市の高齢者に関するパンフレットや地域包括支援センターの地域情報誌などを配布いたします。

○相談対応時間は施設により異なります。あらかじめ、電話などでご確認ください。

注① 高齢者あんしん相談ネットワーク協力事業所は、特別養護老人ホームやグループホームなどの介護保険事業所のうち、協力の申し出があった事業所です。同協力事業所は、市ホームページに掲載し、随時更新します。

市ホームページ



## 民生委員・児童委員

窓口 生活福祉課 電話 042(851)3170

地域における福祉を推進するために活動している方々で、地域の皆さんの福祉に関わる相談を受け、市をはじめ関係行政機関の行っているサービスの紹介やこれらの機関への連絡などを行っています。

お住まいの地区の民生委員・児童委員をお知りになりたいときは、生活福祉課までお問い合わせください。

# 在宅福祉サービス

ここでは相模原市が実施している介護保険以外の在宅福祉サービスなどについてご紹介します。サービスを利用するには、一部のサービスを除き、市役所または地域包括支援センターの訪問調査が必要です。地域包括支援センターについて、詳しくは11ページをご覧ください。

※介護認定を受けていない場合は、「在宅福祉サービス」（本ページ以降）、介護認定を受けている場合は、「介護保険」（35ページ以降）を併せてご覧ください。

## 暮らしの中で困ったときは

### 給食サービス

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

内 容 要介護高齢者等に、週4回（月・火・木・金）以内、給食等を自宅まで直接お届けします。

※提供時間等は地区により異なります。

対 象 在宅の60歳以上で、要介護・要支援認定または基本チェックリストに該当する方のうち、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯で食事の支度をするのが困難であり、食事の提供も受けられない方

利用者負担 1食当たり500円

### 寝具乾燥消毒サービス

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

内 容 事業者が家庭を訪問し、寝具（掛布団、敷布団、毛布）をお預かりして、乾燥消毒を年6回行います。

対 象 在宅の65歳以上で、介護保険の要介護1から5の認定を受けているねたきり、認知症、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方のうち、地域包括支援センター等による調査によって寝具乾燥消毒の必要が認められる方

利用者負担 なし



## ねたきり高齢者出張理美容サービス助成

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

- 内 容** ねたきりで、理髪店または美容院に行くことが困難な高齢者に、理容師・美容師の出張料金と理美容代の一部を助成します。助成券（1枚3,000円）は年間最大6枚（年度途中の申請では、申請月から2か月当たり1枚）交付します。  
※助成券は、当年度末まで有効です。翌年度は新たに申請が必要です。
- 対 象** 在宅の65歳以上で、介護保険の要介護4・5の認定を受けているねたきりの方
- 利用者負担** 助成額を超えた額

## ねたきり高齢者等移送サービス利用助成

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

- 内 容** ねたきり等のために全介助を伴う移送サービスに要する料金の一部を助成します。
- 対 象** 在宅で介護保険の要介護3～5の認定を受け（要介護3の方は地域包括支援センターの調査により対象と認められる方のみ）ストレッチャー、車いす等により、居室および移送車両間の全介助を要する方  
※生活保護制度利用者、在宅重度障害者等福祉タクシー利用券・自動車燃料給油券の交付を受けている方を除く
- 利用者負担** 助成額を超えた額
- 助 成 額** 市民税非課税世帯  
1枚1,000円の利用券を年間最大96枚（年度途中の申請では申請月から1か月当たり8枚）交付します（利用は1回8枚まで）。  
その他世帯  
1枚1,000円の利用券を年間最大60枚（年度途中の申請では申請月から1か月当たり5枚）交付します（利用は1回5枚まで）。  
※利用券は、当年度末まで有効です。翌年度は新たに申請が必要です。  
※介護タクシーの利用料金には、運賃のほかに介助料金と機材

使用料（ストレッチャー・車いすスロープなどの使用料）  
 などが含まれます。  
 各タクシー事業者で料金が異なりますので、ご利用の際にタ  
 クシー事業者にお問い合わせください。

## 紙おむつ・尿とりパッドの支給

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
 中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
 南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 在宅のねたきりや認知症の高齢者等で、常時紙おむつなどの必要  
 が認められる方に、紙おむつや尿とりパッドを支給します。
- 対 象** 市内で在宅療養している方（介護保険施設や病院、有料老人ホーム  
 等に入っている方を除く）  
 ※要介護4・5またはおむつ以外での排泄が困難と認められた方  
 で、生活保護制度利用者を除く。（所得制限があります。）
- 支給時期** 年6回（奇数月）支給月の前月末日が申請締切りです。  
 ※所得制限 本人および本人の属する世帯に市民税が課税（均  
 等割のみ課税を除く）されている人がいる場合は、  
 対象となりません。

### 支給枚数

紙おむつ等の種類	単品時の支給枚数	おむつとパッド併用時の支給枚数
フラット型紙おむつ	120枚程度	90枚程度
テープ型紙おむつ	60枚程度	40枚程度
パンツ型紙おむつ	60枚程度	40枚程度
子供用テープ型紙おむつ	120枚程度	併用できません
尿とりパッド	150枚程度	90枚程度

利用者負担 なし

## はり・きゅう・マッサージ施術料助成

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
 中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
 南 高齢・障害者相談課

- 内 容** はり・きゅう・マッサージの施術料の一部を助成します。助成券  
 （1枚1,000円）は年間最大12枚（年度途中の申請では、申請  
 月から1か月当たり1枚）交付します。  
 ※助成券は、当年度末まで有効です。翌年度以降は、新たに申請  
 が必要です。

- 対 象** 在宅で73歳以上の方（当年度中に73歳に到達される方を含みます。ただし、73～79歳は所得制限があります。）  
 ※所得制限 本人および本人の属する世帯に市民税が課税（均等割のみ課税を除く）されている人がいる場合は、対象になりません。
- 利用者負担** 助成額を超えた額 ※保険診療費には利用できません。

### 高齢者向け補聴器購入費助成

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
 中 央高齢・障害者相談課 藤 野福祉相談センター  
 南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 介護予防促進事業としてアンケートや介護予防事業への参加等を要件に、在宅の65歳以上の方に補聴器の購入費を助成します。
- 対 象** 介護予防事業などへの参加とアンケートに回答できる  
 在宅の65歳以上の方（当年度中に65歳になる人含む）  
 本人が市民税非課税  
 補聴器を使う必要があると、医師から証明が得られる  
 身体障害者手帳（聴覚障害）を持っていないか対象でない
- 助 成 額** 1人1回限り、上限2万円
- 注 意 事 項** 補聴器を購入前に申請が必要です。  
 助成対象は補聴器本体。  
 ※集音器、故障・修理やメンテナンス費用、リース費用は助成対象外。

### 介護をする人が病気になったら

#### 緊急一時入所サービス

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
 中 央高齢・障害者相談課 藤 野福祉相談センター  
 南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 在宅のねたきり高齢者や認知症高齢者の介護者が入院などにより介護できない場合に、特別養護老人ホームなどで高齢者を一時的にお預かりします。  
 なお、介護保険の要介護・要支援認定を受けている方は、介護保険サービスを先に利用していただきます。  
 利用期間は、サービスが必要となった事由が初めて発生した月から起算して6か月以内で、かつ月7日以内を原則とします。

対 象	在宅の60歳以上の方で、次のいずれかにあてはまる方 ①介護保険の要介護・要支援認定を受けられなかった方で、身体上または精神上的の障害があるため日常生活を営むのに支障のある方 ②介護保険の要介護・要支援認定を受けている方で、介護保険サービスの利用限度以上に一時入所が必要な方
利用者負担	施設利用料・滞在費および食費（所得や身体の状態により異なります）

**高齢者のみの世帯などで不安なときは**

**緊急通報サービス**

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

**内 容** 在宅中の急病などの緊急時に、押しボタンで自動的に119番通報することができる装置をご自宅に設置します。この際、事前にかかりつけ医や家族などの連絡先等の情報を登録しておくことで、通報があった場合、すみやかに適切な対応ができるようにします。

**対 象** 在宅で、次のいずれかにあてはまる、緊急通報サービスの必要が認められる方  
①65歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯  
②常時注意が必要な65歳以上の高齢者または重度身体障害者がいる世帯

③ひとり暮らし重度身体障害者および重度身体障害者のみの世帯  
**利用者負担** 緊急通報装置のレンタル料（NTTのアナログ電話・ひかり電話 毎月約400円、それ以外 毎月約1,600円）  
装置の設置費用は所定の工事費のみ市が負担します（初回のみ）。工事内容によっては自己負担が生じる場合があります。  
※KDDIの「ホームプラス」・ソフトバンクの「おとくライン・おうちのでんわ」など利用できない回線があります。

## 電話訪問サービス

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤 野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

内 容 週1回以上、安否確認および健康に関する相談のため地域包括支援センターから電話をします。

対 象 在宅の方で、次のすべてにあてはまる方  
①60歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯  
②心身が虚弱・傷病等で、常時注意が必要な方

利用者負担 なし

## 電話の貸与

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤 野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

内 容 電話を貸与し、毎月の基本料等を市が負担します。

対 象 在宅の方で、次のすべてにあてはまる方  
①65歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯  
②市民税非課税世帯（生活保護受給世帯を含む）  
③現に電話（携帯電話等を含む）をお持ちでない世帯

利用者負担 毎月の通話料

## 電話リレーサービス

内 容 電話リレーサービスとは、きこえない方（聴覚や発話に困難のある方）ときこえる方との会話を、通訳オペレーターが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することにより電話で双方向につなぐサービスです。  
利用には事前登録が必要です。

利用者登録できる方 聴覚障害者等（加齢等で後天的に耳がきこえづらくなった者や発話困難者等を含む）

窓 口 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

所 在 地 〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-22 テラススクエア8階

問 い 合 わ せ 03-6275-0912

F A X 03-6275-0913

メー ル ア ド レ ス info@nftrs.or.jp

受 付 時 間 9:30～17:00（年末年始を除く）

ホ ー ム ペ ー ジ ア ド レ ス <https://nftrs.or.jp/>

## その他のサービス

### 住宅改修相談

窓口 中央高齢・障害者相談課 電話 042(769)8349

**内 容** 高齢や身体の障害等により住宅の改修（段差解消、手すりの取付け等）を検討している人のために、住宅改修相談員が、改修方法、内容等の相談をお受けします。

**受付時間** 午前9時～正午 午後1時～4時

**相談窓口** 中央高齢・障害者相談課

また、次の各課でも出張による相談をお受けします。

緑高齢・障害者相談課、城山福祉相談センター、津久井高齢・障害者相談課、相模湖福祉相談センター、藤野福祉相談センター、南高齢・障害者相談課

※出張による相談をご希望される場合は、事前に中央高齢・障害者相談課へご予約ください。

**利用者負担** 無料

### バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額

安心・安全のための税制上の特例措置として、新築から10年以上を経過した、高齢者、障害者等が居住する住宅について、令和8年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合、翌年度分の家屋にかかる固定資産税の3分の1に相当する額（居住面積100㎡まで）が、申告により減額されます。

#### 対象となるバリアフリー改修工事

- ①廊下または出入り口の拡幅
- ②階段の勾配緩和
- ③浴室の改良
- ④トイレの改良
- ⑤手すりの取り付け
- ⑥床の段差解消
- ⑦出入り口の戸の改良
- ⑧床の滑り止め化

バリアフリー改修工事費の補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの改修後の家屋の床面積（増築含む）が50㎡以上280㎡以下であること

詳しくは、資産税課家屋評価第1班（電話 042-769-8224）へお問い合わせください。

## 介護予防事業送迎けんこう号

窓口 相模湖福祉相談センター 電話 042(684)3215

- 内 容** 高齢者等で外出を希望される団体のために、「けんこう号」を運行します。  
いきいき百歳体操等の介護予防事業へ参加し、買い物にもご利用いただけます。
- 対 象** 津久井地域の在宅高齢者（65歳以上）等の5名以上の団体の移動（身体機能維持のため利用者の年齢、体力を考慮し、おおむね30分以上の運動を実施してください）
- 運 行 日** 月曜日～金曜日（祝日および年末年始を除く）
- 運 行 時 間** 午前9時～午後4時30分
- 手 続 き** 利用を希望される方は、事前に相模湖福祉相談センターへご相談ください。
- 運 行 範 囲** 相模原市緑区の津久井地域（城山地区、津久井地区、相模湖地区および藤野地区）並びにその周辺（津久井地域より直線距離でおおむね3km以内）
- 利用申込み** 1利用団体につき1月に1日（3台）まで
- 運 行 車 両** ワゴン車：運転席および助手席含め10人乗り（1台の利用者の乗車は8人まで）
- 利用者負担** なし

## 介護マーク



窓口 緑 高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

**内 容** 介護をする方が介護中であることを周囲に理解していただくための、「介護マーク」の配布を行うとともに、市ホームページ等とおして本マークの普及を図っています。

＜使用場面の例＞

- 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- 駅やサービスエリアなどのトイレで付き添うとき
- 男性介護者が女性用下着を購入するとき
- 病院で診察室に入る際、一見介助が不要に見えるのに2人で入室するとき など

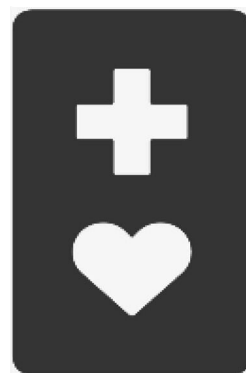
**配布の対象** 高齢者等の介護をされている方で、マークの趣旨をご理解いただいた方

**配布場所** 上記の窓口および各地区の地域包括支援センター(11ページ参照)

## ヘルプマーク

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

**内 容** ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、認知症の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成したマークです。



ヘルプマーク

ヘルプマークを見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。

- 電車・バスの中で、席をお譲りください。
- 駅や商業施設等で、困っている時には声をかけるなどの配慮をお願いします。
- 災害時は、安全に避難するための支援をお願いします。

**配布の対象** 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、認知症の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方

**配布場所** 上記窓口及び各地区の地域包括支援センター(11ページ参照)  
高齢・障害者福祉課でも配布しています。



## 在日外国人高齢者等福祉給付金

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城山福祉相談センター  
 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
 中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
 南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 在日外国人等の高齢者で、国民年金を受給するために必要な要件を制度上満たすことのできなかった方に、月額20,000円の福祉給付金を支給します。
- 対 象** 1年以上市内在住の、大正15年（1926年）4月1日以前に生まれた在日外国人等の方

## 粗大ごみ福祉ふれあい収集

窓口 粗大ごみ受付事務所 電話 042(774)9933

- 内 容** 粗大ごみの処分にあたり、本人に代わって市が、粗大ごみを家屋外へ搬出します。
- 対 象** ひとり暮らしで、次の①～⑤のいずれかに当てはまる方、または、世帯全員が次の①～⑤のいずれかに当てはまる方
- ①65歳以上の高齢者
  - ②介護保険の要介護（要支援）認定を受けている方
  - ③身体障害者手帳の交付を受けている方
  - ④療育手帳の交付を受けている方
  - ⑤精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 利用者負担** 搬出は無料 ※収集運搬等に係る処理手数料は本人負担
- 手 続 き** 粗大ごみ戸別収集を申し込む際にご相談ください。
- 注 意** 通常の収集より回数が少ないため、申込みから収集までに日数がかかる場合があります。（2ヶ月前より受付可能）

## 下水道使用料の減免

窓口 下水道料金課 電話 042(769)8376

- 内 容** 次の①～⑦のいずれかに該当する方が在宅されている世帯は、下水道使用料（公共下水道、農業集落排水処理施設、市設置高度処理型浄化槽）のうち、①～⑤は「基本額および基本額に係る消費税相当額」、⑥は「全額」、⑦は「一部または全額」が減免されます。
- 対 象**
- ①介護保険被保険者証（要介護状態区分4・5）をお持ちの方がいる世帯
  - ②身体障害者手帳（1級・2級）をお持ちの方がいる世帯
  - ③知能指数が35以下と判定された方がいる世帯
  - ④知能指数が50以下と判定され、かつ身体障害者手帳（3級）をお持ちの方がいる世帯
  - ⑤精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方がいる世帯
  - ⑥生活保護の扶助または、中国残留邦人等の支援給付を受けられている方がいる世帯
  - ⑦災害その他特別の理由があると認められる世帯
- 手 続 き**
- ①⑤⑦の方が在宅されている世帯は、申請手続きが必要です。申請書に、介護保険被保険者証、精神障害者保健福祉手帳、り災証明書などの写しを添付のうえ、窓口または郵送にてご提出ください。
  - ②③④⑥の方が在宅されている世帯は、申請手続きが必要ありません。

## 水道料金の減免

- 内 容** 次の①～⑧のいずれかに該当する方が在宅されている世帯は、水道料金が減免されます。（「基本料金及び基本料金に係る消費税等相当額」※令和6年10月の水道料金改定に伴い、減免額等が変更となります。くわしくは神奈川県営水道ホームページ「【特設サイト】水道料金の改定」をご覧ください。）

URL等 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/tokusetu/sitetop.html>



- 対 象**
- ①介護保険被保険者証（要介護状態区分4・5）をお持ちの方がいる世帯
  - ②身体障害者手帳（1級・2級）をお持ちの方がいる世帯
  - ③療育手帳（A1・A2）をお持ちの方がいる世帯
  - ④精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方がいる世帯
  - ⑤療育手帳（B1・B2）、身体障害者手帳（3級）、精神障害者保健福祉手帳（2級）のうちお一人で2つ以上お持ちの方がいる世帯
  - ⑥児童扶養手当受給世帯
  - ⑦特別児童扶養手当受給世帯
  - ⑧遺族基礎年金受給世帯

※遺族厚生年金とは別ですのでお気を付けください。

- 手 続 き**
- ①～⑧全ての方の申請が必要です。  
 手帳等資格証明書類および上下水道使用量のお知らせ等お客様番号を確認できるものを持って窓口にお越しください。郵送申請や電子申請も可能です。詳しくは下記URLか二次元コードから、県営水道のホームページをご覧ください。各水道営業所窓口にお問い合わせください。

URL等 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r4a/ryoukingaido/genmen.html>



- 窓 口**
- ・相模原水道営業所 〒252-0227 中央区光が丘2-18-56  
 電話：042（755）1132（代）音声案内2  
 電話：042（755）9420（料金担当直通）  
 FAX：042（754）4531
  - ・相模原南水道営業所 〒252-0303 南区相模大野6-3-1  
 （県高相合同庁舎内）  
 電話：042（745）1111  
 FAX：042（743）4598
  - ・津久井水道営業所 〒252-0157 緑区中野252-1  
 電話：042（784）4822（代）音声案内3  
 FAX：042（784）5994

※市営簡易水道（緑区青根、名倉・牧野の一部）についても水道料金の減免制度があります。詳しくは、津久井土木事務所簡易水道班 電話042(780)8210（直通）にお問い合わせください。

※転居した場合（市内・市外ともに）は再度、減免申請が必要になります。

※減免適用は、水道営業所が減免申請書を受付した日の翌月以降、最初に行う量水器の点検に係る月分の水道料金から対象になります。

## 郵便等による不在者投票制度

- 内 容** 介護保険の認定を受けている人や身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けている人で、次に当てはまる方は、郵便等による不在者投票ができます。
- 対 象** ①介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の方  
②身体障害者手帳の障害の程度が次の方  
○両下肢・体幹・移動機能の障害：1級・2級  
○心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障害：1級・3級  
○免疫・肝臓の障害：1級～3級  
③戦傷病者手帳の障害の程度が次の方  
○両下肢・体幹の障害：特別項症～第2項症  
○心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の障害：特別項症～第3項症
- 代理記載制度** 上記①～③に該当し、かつ身体障害者手帳の上肢若しくは視覚の障害が1級の方又は戦傷病者手帳の上肢若しくは視覚の障害が特別項症～第2項症の方は、予め届け出た代理記載人に投票に関する記載をさせることができます。
- 手 続 き** ①郵便等投票証明書の交付手続き  
介護保険の被保険者証若しくは身体障害者手帳又は戦傷病者手帳（いずれも写し可）を添えて、交付申請書（本人の署名が必要）を提出します。  
この証明書の有効期限は、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」の方はその認定の有効期限まで（それ以外の方の証明書の有効期限は7年間）です。  
※代理記載人制度を利用する場合は、介護保険の被保険者証若しくは身体障害者手帳又は戦傷病者手帳（いずれも写し可）に加え、代理記載人となるべきものの届出書、同意書及び宣誓書（代理記載人の署名が必要）を添えて交付申請書（代理記載用）を提出します。
- ②投票用紙等の請求手続き  
各選挙の投票日の4日前の午後5時まで（必着）に郵便等投票証明書と投票用紙等請求書（本人記載によるものは本人の署名が、代理人記載によるものは代理人の署名が必要）を提出します。
- 窓** □ ○緑区選挙管理委員会事務局  
〒252-5177 緑区西橋本5-3-21（緑区合同庁舎5階）  
電話：042（775）8820 FAX：042（700）7002

- 中央区選挙管理委員会事務局  
〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所本館1階)  
電話：042 (769) 9259 FAX：042 (757) 2941
- 南区選挙管理委員会事務局  
〒252-0377 南区相模大野5-31-1 (南区合同庁舎4階)  
電話：042 (749) 2117 FAX：042 (749) 2116

## 代理投票と点字投票

- 内容 代理投票… 文字を書くことが困難な方は、申し出をすると、投票所の係員がご本人に代わって投票用紙に記入することにより投票ができます。  
点字投票… 視覚に障害のある方は、点字器（投票所に用意します）を使用し、点字による投票をすることができます。
- 窓 □ ○緑区選挙管理委員会事務局  
〒252-5177 緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎5階)  
電話：042 (775) 8820 FAX：042 (700) 7002
- 中央区選挙管理委員会事務局  
〒252-5277 中央区中央2-11-15 (市役所本館1階)  
電話：042 (769) 9259 FAX：042 (757) 2941
- 南区選挙管理委員会事務局  
〒252-0377 南区相模大野5-31-1 (南区合同庁舎4階)  
電話：042 (749) 2117 FAX：042 (749) 2116

## 認知症のある人のために

### 認知症とは

認知症とは、さまざまな原因で脳の動きに不都合が生じ、記憶力や理解力、判断力などが低下し、日常生活に支障をきたす状態をいいます。

【早期理解・早期対応が大切です】

認知症のようにみえる症状でも、回復する可能性のある疾患等が原因となっていることもあり、早期に鑑別診断をし、治療することが大切です。体調を整えたり、周囲の人が対応を工夫することで行動・心理症状を予防し、支援や環境調整により、本人が役割を持ち、張り合いのある生活が送れるようになります。

### 認知症のある人への接し方

誰もが認知症になる可能性があります。認知症になると、これまでできていたことが、うまくできなくなったり、時間がかかるようになりますが、自尊心や感情がなくなるわけではありません。病気の原因や症状を理解した上で、自分だったらどうするか、どうして欲しいかを考えましょう。

次の4つの「ない」、「7つのポイント」を参考に、さりげなく自然に接することが大切です。

#### < 4つの「ない」 >

- ①驚かせない
- ②急がせない
- ③自尊心を傷つけない
- ④否定しない

#### < 7つのポイント >

- ①まずは見守る
- ②自然な笑顔で、余裕をもって対応する
- ③声をかけるときは1人で
- ④後ろから、声をかけない
- ⑤相手に目線を合わせて、やさしい口調で
- ⑥おだやかに、はっきりした滑舌で
- ⑦相手の言葉に耳を傾けて、ゆっくり対応

## 認知症疾患医療センター

北里大学病院 電話 042(778)8229  
総合相模更生病院 電話 042(752)1810

**内 容** 認知症の早期診断のための医療と介護の連携の拠点として、北里大学病院内と総合相模更生病院内に「相模原市認知症疾患医療センター」を設置しています。

認知症疾患医療センターは、医師・臨床心理士・精神保健福祉士等の職種から構成され主な業務は、次のとおりです。

- ①認知症専門相談
- ②鑑別診断
- ③認知症の精神症状への対応
- ④医療介護関係機関への研修会の開催
- ⑤認知症医療介護連携協議会の開催
- ⑥情報発信

**受付日** 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

**受付時間** 午前9時30分から午後4時30分まで

## もの忘れ相談

窓口 緑 高齢・障害者相談課  
津久井高齢・障害者相談課  
中 央高齢・障害者相談課  
南 高 齢・障害者相談課

**内 容** もの忘れの心配について、医師が相談をお受けします。日程等は「広報さがみはら」等でお知らせします。

**対 象** もの忘れの心配がある人とその家族など

**手 続 き** 電話で各高齢・障害者相談課にお申し込みください（予約制）。

**利用者負担** なし

## 認知症サポーター養成・ステップアップ講座

窓口 緑 高齢・障害者相談課  
津久井高齢・障害者相談課  
中 央高齢・障害者相談課  
南 高 齢・障害者相談課

**内 容** 認知症について正しく理解し、認知症のある人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」を養成しています。

※10名以上のグループや団体であれば、お近くの地域包括支援センターや市キャラバン・メイト連絡会（電話：042-707-1603）へ依頼することにより、「認知症サポーター養成講座」及び「ステップアップ講座」を開催することができます。

## 認知症高齢者・障害者等見守り検索サービス

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 認知症や障害のある人の行方がわからなくなったときに、GPS端末を活用し、その居場所を家族等に伝えます（地域によって電波が届かないところがあります）。  
また、本サービスの利用者には、利用者が事故により死亡または所定の後遺障害となった場合や、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして法律上の損害賠償責任を負った場合に備える保険が付帯されます。
- 対 象** いずれかに該当する人（施設等入所者は除く）  
・介護保険の要介護、要支援認定を受けている認知症高齢者等  
・障害のある人
- 利用者負担** 機器のレンタル料として毎月1,155円(市民税非課税世帯は420円、生活保護世帯は無料)

## 認知症高齢者・障害者等 SOS ネットワークシステム（見守りシール事業含む）

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 認知症や障害のある人の行方がわからなくなったときに、警察や交通機関、福祉関係機関等との連携により、早期発見を支援します。また、見守りシール事業として、希望者に様々な箇所へ貼付可能な二次元コードのシールを発行します。シールを読み取り、専用のコールセンターに問合せをすることで行方不明者の身元照会、家族への迅速な連絡等が可能となります。
- 対 象** 全てに該当する人（施設等入所者は除く）  
・認知症高齢者・障害者等であり、行方不明になる可能性がある人  
・行方不明になった際に迎え等に協力できる家族や支援者等がいる人  
※見守りシール事業の利用希望者はSOSネットワークシステム登録が必要
- 登録手続** 本人の写真(できるだけ最近撮影したもの)を5枚ご用意ください。
- 利用者負担** なし



**認知症高齢者等の行方がわからなくなったときは****警察署へ連絡しましょう。**

警察署へ相談し、行方不明者届を提出してください。また、認知症高齢者・障害者等SOSネットワークシステムに事前登録をしている人は、その旨を伝えてください。

相模原警察署	生活安全第一課	電話 042(754)0110
相模原南警察署	生活安全課	電話 042(749)0110
相模原北警察署	生活安全課	電話 042(700)0110
津久井警察署	生活安全課	電話 042(780)0110

**※「ひばり放送」での検索を依頼する場合は**

警察署へ行方不明者届を提出して、「ひばり放送」を依頼してください。その後、警察署から市への依頼により放送されます。連動して防災メールとtvk（テレビ神奈川）データ放送も配信されます。

**※「エフエムさがみ」での検索を依頼する場合は**

警察署に「ひばり放送」を依頼する際、あわせて依頼してください。（直接エフエムさがみに依頼することも可能です）

**エフエムさがみ 電話042(776)3980**

# 権 利 擁 護

## 高齢者の虐待についての相談

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では高齢者の虐待を、家族など養護者による高齢者への虐待及び養介護施設従事者などによる虐待と定義しています。高齢者への虐待の主な種類として、「身体的虐待」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」「介護・世話の放棄・放任」があります。本市では60歳以上の高齢者虐待の相談を受け付けておりますので、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合には、速やかにご相談ください。高齢者に対する虐待の相談は、次の相談窓口でお受けしています。

### 養護者による虐待についての相談の場合

地域包括支援センター 11ページ参照

緑 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課	電 話 042-775-8812
城 山 福 祉 相 談 セ ン タ ー	電 話 042-783-8136
津 久 井 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課	電 話 042-780-1408
相 模 湖 福 祉 相 談 セ ン タ ー	電 話 042-684-3215
藤 野 福 祉 相 談 セ ン タ ー	電 話 042-687-5511
中 央 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課	電 話 042-769-8349
南 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課	電 話 042-701-7704

### 養介護施設従事者などによる虐待についての相談の場合

福 祉 基 盤 課 電 話 042-769-9226

※休日・夜間は市役所代表電話にてお受けします。電話 042(754)1111

※高齢者の生命に危険が生じる状況のときは、まず警察に連絡し、高齢者の安全を確認してください。

## 成年後見制度利用支援事業

窓口 緑 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課 城 山 福 祉 相 談 セ ン タ ー  
津 久 井 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課 相 模 湖 福 祉 相 談 セ ン タ ー  
中 央 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課 藤 野 福 祉 相 談 セ ン タ ー  
南 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課

内 容 認知症等の理由により、自分で十分な判断のできない高齢者等の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行います。

また、費用の負担をすることが困難と認められる方に対し、審判の請求に係る費用および後見人等への報酬の助成を行います。

市長申立ての対象 後見開始等の申立てをする親族がない等、制度の利用が必要と認められる認知症高齢者等

費用助成の対象者 生活保護受給者または費用の負担が困難と認められる方

## 成年後見制度利用促進事業

## ○ 「成年後見制度について相談したい」 → 成年後見専門相談

成年後見制度に関する相談窓口として、制度全般に関する相談を受けています。

また、専門職による相談を定期的を開催しています。

司法書士・税理士・行政書士・社会福祉士による無料相談（要予約）

相談日 月4回 1人30分

内 容 成年後見制度や成年後見人等に関する相談

対 象 親族後見人や福祉施設等の職員として成年後見制度に関わる方、制度利用を考えている方

## ○ 「誰に後見人等候補者になってもらえればよいか判断がつかない」

→ 後見人等候補者選任のための受任調整

内 容 本人にふさわしい後見人等候補者を検討・選定し家庭裁判所に対して候補者として推薦します。

対 象 申立人が後見人等候補者を探すことができない場合

本人の状況に合わせた適切な後見人等候補者を選定できない場合（判断に迷う場合も含む）

## ○ 「市民後見人に後見人等候補者になってもらいたい」

→ 市民後見人等候補者選定

市民後見人が後見活動を担うケースについては、以下の要件があります。

【要件】・身上保護が中心となる。

- ・ 家族、親族、財産等の紛争性やトラブルがない。
- ・ 居住先が確保されている（在宅・施設含む）。
- ・ 多額の財産を有していない。
- ・ 相続や債務整理等の法的な手続きが完了している。

## 日常生活自立支援事業

### ○「日々の生活費等の金銭管理をしてほしい」→ 日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な高齢者や知的障害・精神障害のある方のために、定期的（月1～4回）に自宅に伺い、福祉サービスの利用手続の援助や日常生活の金銭管理を行います。また、定期預金などの重要書類の預かりを行います。

#### ①福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス

⇒1回1,500円（生活保護受給世帯は2回まで無料）

#### ②書類等預かりサービス

⇒月額500円（利用者希望の開封は1回500円）

### ○「人権や財産について相談したい」→ 権利擁護相談

弁護士による無料相談（要予約）

相談日 月1回（第4火曜日）1人40分

内 容 成年後見制度利用支援、財産、相続等に関する相談

対 象 高齢者、障害者とその家族

## みまもりエンディングサポート事業

### ○「入院時の保証や死後の葬儀、家財処分などを支援してほしい」

#### →身元保証・死後事務支援

身寄りがなく単身で生活する高齢の方が入院や入所する際のお手伝いやお亡くなりになった場合の葬儀の手配などを通じて地域で安心して生活し続けられるよう、預託金をお預かりしサポートします。

# 介 護 保 険

介護保険は、介護が必要になった方が、安心して自立した生活を送れるように、社会全体で支えていくための制度で、原則として、40歳以上のすべての人が加入することとなります。

## 被 保 険 者

- 65歳以上の人＝第1号被保険者
- 40歳以上64歳以下で医療保険に加入している人＝第2号被保険者

## 保 険 料

窓口 介護保険課 電話 042(769)8321

皆さんに納付していただいた保険料は、介護サービスを必要としている人のために使われています。保険料の金額や納め方は第1号被保険者と第2号被保険者で異なります。

### ★第1号被保険者（65歳以上の人）の場合

#### ○保険料の納め方

老齢・退職・障害・遺族年金を年額18万円以上受給している人は、原則として、支給される年金から差し引かれます（特別徴収）。

年金額が年額18万円に満たない人などの保険料は、コンビニエンスストアや金融機関の窓口、口座振替などで納めていただきます（普通徴収）。

※特別徴収と普通徴収をあわせた納め方になる場合もあります（併用徴収）。

#### ○保険料の額

65歳以上の人々の保険料は、本人およびその世帯員の市民税課税状況等により36ページの14段階のいずれかになります。

※第1段階から第3段階については、国の低所得者軽減により引き下げられています。

※保険料は3年ごとに見直されます。

## 所得段階別介護保険料 令和6～8年度

段階	要件		負担割合	年間保険料額
1	生活保護受給者など		基準額 × 0.285	22,700円
	本人が市民税非課税	老齢福祉年金受給者		
		「課税年金収入額」 + 「合計所得金額」が80万円以下		
		「課税年金収入額」 + 「合計所得金額」が80万円超 120万円以下	基準額 × 0.485	38,700円
		「課税年金収入額」 + 「合計所得金額」が120万円超	基準額 × 0.685	54,700円
2	世帯に市民税課税者がいない	「課税年金収入額」 + 「合計所得金額」が80万円以下	基準額 × 0.8	63,800円
		「課税年金収入額」 + 「合計所得金額」が80万円超	基準額	79,800円
3	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	基準額 × 1.1	87,800円
4		合計所得金額が120万円以上 210万円未満	基準額 × 1.25	99,800円
5		合計所得金額が210万円以上 320万円未満	基準額 × 1.5	119,700円
6		合計所得金額が320万円以上 420万円未満	基準額 × 1.7	135,700円
7		合計所得金額が420万円以上 520万円未満	基準額 × 1.9	151,600円
8		合計所得金額が520万円以上 620万円未満	基準額 × 2.1	167,600円
9		合計所得金額が620万円以上 720万円未満	基準額 × 2.3	183,500円
10		合計所得金額が720万円以上 1,000万円未満	基準額 × 2.4	191,500円
11	合計所得金額が1,000万円以上	基準額 × 2.5	199,500円	

### 課税年金収入額

税法上、課税対象の収入となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入額です。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれません。

### 合計所得金額

地方税法に規定する前年の合計所得金額（配偶者控除や医療費控除等の各種所得控除、上場株式などの譲渡損失に係る繰越し控除等を行う前の金額）から、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。

第1段階から第5段階は、この合計所得金額から課税年金収入に係る所得を控除した額です。また、給与所得が含まれている場合には、給与所得から10万円を控除した額となります。

## ★保険料の徴収猶予・減免について

次の理由により保険料の納付が難しい人を対象に、徴収猶予や減免をする制度があります。詳細は介護保険課へご相談ください。

(ア) 災害により住宅等に著しい損害を受けた場合

(イ) 世帯の生計を主として維持する者が失業（倒産、解雇、雇い止め）、死亡・障害・長期入院等により、収入が著しく減少した場合

(ウ) 刑事施設、労役場その他これらに準ずる施設に拘禁された場合

(エ) 生活が著しく苦しい場合（次の要件を全て満たしていること）※減免制度のみ

- ・生活保護を受給していないこと
- ・同一生計の世帯の現金、預貯金、有価証券などの金融資産の合計が単身で350万円（世帯員1人増ごとに100万円加算）以下であること
- ・世帯の1か月当たりの最低生活費額以上の評価となる処分可能な居住用以外の土地や家屋、自動車、オートバイ、貴金属などの資産を持っていないこと
- ・同一生計の世帯の収入が生活保護基準に基づく最低生活費額に満たないこと

## ★第2号被保険者(40歳以上64歳以下の人)の場合

### ○保険料の納め方

加入している医療保険の保険料(税)の一部として納めていただきます。

### ○保険料の額

加入している医療保険の算出方法に基づいて決まります。

## 介護保険サービスを利用するには(要介護認定)

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤 野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

介護保険のサービスを受けるためには、介護が必要な状態かどうか、介護の手間のかかり具合(要介護状態)はどの程度なのかについて、市の要介護認定を受ける必要があります。

申請は、指定居宅介護支援事業者、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院または地域包括支援センターに代行してもらうことができます。

## 要介護認定を申請できる人

### ○第1号被保険者(65歳以上の人)の場合

①寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態の人

②常時の介護までは必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態の人

### ○第2号被保険者(40歳以上64歳以下の人)の場合

介護保険法で定められた加齢が原因の特定疾病(※)により要介護状態や要支援状態となった人

#### ※特定疾病

①がん(医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。) ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症

④後縦靭帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症

⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症

⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患

⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

### ○申請に必要なもの

#### ・申請書

(申請書に主治医の氏名、医療機関名、医療機関所在地等を記入する欄がありますので、申請の際には記入できるようにしておいてください。)

- ・介護保険被保険者証
- ・医療保険証

※マイナンバー制度における本人確認について、ご協力をお願いします。

## 介護保険で利用できるサービス

### ○要支援1・2の方の場合

お住まいの地区を担当する地域包括支援センター（11～12ページ参照）または居宅介護予防支援事業者※と家族を含めて話し合い、サービスの種類を組み合わせた介護予防サービス計画等を作成します。また、地域包括支援センターで介護予防サービス事業所等の紹介などを受けることができます。

※介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に限ります。介護予防・生活支援サービス事業のみ利用の場合は、地域包括支援センターが作成します。

### ○要介護1～5の方の場合

サービス事業所との連絡調整や介護サービス事業所等の紹介を行う居宅介護支援事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）と家族を含めて話し合い、サービスの種類を組み合わせた居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。

## 【介護予防サービス・介護サービス】

### 〈居宅サービス〉対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた人

●自宅を訪問してのサービス	
訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、入浴、排せつなどの介護や日常生活上の世話をを行います
訪問入浴介護	居宅に浴槽を運び入れ、入浴の介護をします
訪問看護	主治医の指示のもと看護師などが訪問し、療養上の世話などを行います
訪問リハビリテーション	主治医の指示のもと理学療法士などが訪問し、リハビリを行います
居宅療養管理指導	医師や歯科医師などが訪問し、療養上の管理や指導を行います
●通所（日帰りで通う）サービス	
通所介護 （定員19人以上のデイサービス）	通所介護事業所で、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行います
通所リハビリテーション （デイケア）	介護老人保健施設や医療機関等で心身の機能の維持回復に必要なリハビリを行います
●施設への短期入所（ショートステイ）サービス	
短期入所生活介護 （福祉施設へのショートステイ）	特別養護老人ホームなどへの短期間の入所です
短期入所療養介護 （医療施設へのショートステイ）	老人保健施設や病院などへの短期間の入所です
●福祉用具の貸与・購入や住宅の改修	
福祉用具貸与	車いすや特殊寝台などの福祉用具を貸し出します
特定福祉用具販売 （福祉用具購入費の支給）	腰掛け便座や入浴用いすなどの購入費を支給します
住宅改修費の支給	自宅での手すり取付けや段差解消等の改修費を支給します
●その他	
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等に入居している高齢者に日常生活上の支援や介護を提供します



## 〈地域密着型サービス〉対象：要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた人

※原則として他の市区町村のサービスは利用できません。

地域密着型通所介護 (定員18人以下のデイサービス)	小規模な通所介護施設で、入浴や食事などの日常生活上の世話や機能訓練を行います
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者を対象に、デイサービスセンターで、日常生活上の世話や機能訓練を行います
グループホーム (認知症対応型共同生活介護) (要支援1は含みません)	認知症の高齢者が共同生活をする住居で、日常生活上の世話や機能訓練を行います
小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、本人の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを行います
夜間対応型訪問介護 (要支援1・2は含みません)	巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を行います
看護小規模多機能型居宅介護 (要支援1・2は含みません)	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスを行います
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護 (要支援1・2は含みません)	常に介護が必要で、家庭での生活が困難な人が小規模な介護老人福祉施設に入所して、日常生活上の世話や機能訓練などを受け、原則として要介護3～5の認定を受けた人が対象となります
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 (要支援1・2は含みません)	日中・夜間を通じて、1日に複数回の定期的な訪問や通報システムによる随時対応を行います

## 〈施設サービス〉対象：要介護1～5の認定を受けた人

特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	常に介護が必要で、家庭での生活が困難な人を介護する施設です 原則として要介護3～5の認定を受けた人が対象となります
老人保健施設 (介護老人保健施設)	病状は安定していてもリハビリや看護、介護が必要な人が入所して、在宅復帰を図る施設です
介護医療院	長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です

## 介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

窓口 福祉基盤課  
高年齢・障害者支援課  
緑 高年齢・障害者相談課  
津久井高年齢・障害者相談課  
中央高年齢・障害者相談課  
南 高年齢・障害者相談課

総合事業は、要支援1・2と認定された人や市内の地域包括支援センターが行っている基本チェックリストにより生活機能に低下がみられた人（事業対象者）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての人が利用できる「一般介護予防事業」に分かれています。

### 【介護予防・生活支援サービス事業】

#### ●従前相当サービス（訪問介護相当・通所介護相当）

**訪問介護相当サービス** 平成28年3月以前から提供されている身体介護や生活援助などのホームヘルプサービスと同じサービスです。

**通所介護相当サービス** 平成28年3月以前から提供されている機能訓練やレクリエーション、送迎などのデイサービスと同じサービスです。

訪問介護相当サービスは、訪問介護事業所が、通所介護相当サービスは、通所介護事業所・地域密着型通所介護事業所が提供しています（一部提供していない事業所があります）。

**対象者** 要支援1・2の人、基本チェックリストに該当する人（事業対象者）

**負担額** 費用の1割、2割または3割のいずれか（介護保険サービスの利用者負担と同様 43ページ参照）

**相談窓口** 住んでいる地区の地域包括支援センター（11ページ参照）

#### ●生活支援サービス（訪問型・通所型サービス）

指定事業者が、訪問介護相当サービスや通所介護相当サービスよりも人員等の基準を緩和し、日常生活の援助に特化した訪問サービスや短時間の通所サービスを提供します。

**訪問型サービス** 訪問介護員による掃除や洗濯などの生活援助サービスです。

**通所型サービス** 通所介護事業所などでの軽体操やレクリエーションなどの運動機能向上を支援するサービスです。

**対象者** 要支援1・2の人、基本チェックリストに該当する人（事業対象者）

**負担額** 費用の1割、2割または3割のいずれか（介護保険サービスの利用者負担と同様 43ページ参照）

**相談窓口** 住んでいる地区の地域包括支援センター（11ページ参照）

## ●シニアサポート活動（訪問型・通所型）

身近な地域で軽体操を行う通いの場や、ごみ出しなどの生活支援を行います。

- 訪問型** 住民団体やボランティア団体等により定期的で継続的に居宅外や居宅内で生活支援を行います（身体介護は行いません）。
- 通所型** 住民団体やボランティア団体等による介護予防を目的とした身近な地域での定期的な通いの場です。
- 対象者** ①要支援1・2の人、基本チェックリストに該当する人（事業対象者）  
②「①」としてシニアサポート活動を利用していた人で令和6年4月1日以降に要介護の認定を受けた後も継続的にシニアサポート活動を利用する人
- 負担額** 1回の活動につき500円を上限（活動団体により異なります）
- 相談窓口** 住んでいる地区の地域包括支援センター（11ページ参照）

## ●短期集中予防サービス

3か月間（12回）事業所に通所し、リハビリテーション専門職等による面談を通して、生活課題の改善を図り、健康維持に必要な助言を受けることで、セルフマネジメント（自己管理）力を高め、自分らしい自立した生活を取り戻すためのサービスです。

- 対象者** 要支援1・2の人、基本チェックリストに該当する人（事業対象者）
- 負担額** 利用者負担はありません。
- 相談窓口** 住んでいる地区の地域包括支援センター（11ページ参照）

## 【一般介護予防事業】

高齢者の健康で自立した生活を支援するため、さまざまな介護予防事業を実施しています。

**対象者** 65歳以上の人（介護予防サポーターは40歳以上の人）

**手続き** 事業の日程や募集については、下記窓口までお問い合わせください。

**負担額** 利用者負担はありません（一部負担金や実費負担がある事業もあります）。

### ・足腰、体力の維持・向上を図るために

元気倶楽部	健康づくり普及員により、転倒・筋力低下防止のための体操、ウォーキング、レクリエーション、講話などを月1回程度公民館等で行います。 窓口：各高齢・障害者相談課
いきいき百歳体操	手足に負荷の調節が可能な重りをつけ、ゆっくり行いう筋力トレーニングで、無理なく効果的に筋力をつけることができます。 ※実施する団体に対して、定期的な専門職の支援および重錘バンド、DVDの無償貸与を行います。 窓口：高齢・障害者支援課
元気高齢者向け筋力向上トレーニング教室	民間スポーツジムで、専属トレーナーの指導の下、各種体操や機器を使った筋力トレーニングを行います。 窓口：高齢・障害者支援課

### ・介護予防の取組を推進するために

地域包括支援センター開催の介護予防教室	地域包括支援センターにおいて、身近な地域で気軽に介護予防を学べる教室を開催します。 窓口：お住まいの地区の地域包括支援センター（11ページ参照）
生き生きシニアのための地域活動補助金事業	地域で介護予防に取り組む団体の立ち上げ支援として補助金を交付し、身近な地域で介護予防に資する活動が実施されるよう支援します。 窓口：高齢・障害者支援課
口腔機能向上事業（お口の健康教室）	歯科医師や歯科衛生士が、歯と口を元気にするお話やお手入れ方法等について学べる教室を開催します。 窓口：高齢・障害者支援課

### ・ボランティアなど主体的に介護予防を行う

介護予防サポーター（悠遊シニアスタッフ）養成講座	地域で介護予防についての普及啓発活動や地域活動の担い手（サポーター）を養成し、介護予防に向けた取組を支援します。 窓口：各高齢・障害者相談課
--------------------------	---

介護保険サービスを利用する人は、サービス利用にかかった費用のうちの1割、2割または3割のいずれかが自己負担となります。

また、在宅サービスについては、要介護状態区分ごとに、利用限度額が決められています。利用限度額の範囲内でサービスを利用するときは、自己負担割合に応じた費用負担ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額自己負担となります。

### 利用者負担の判定基準

3割	次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額*1 が 220 万円以上 ②同じ世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額*2」が 単身世帯の場合：340 万円以上 2人以上の場合：463 万円以上
2割	3割の対象とならない人で次の①②の両方に該当する人 ①本人の合計所得金額が 160 万円以上 ②同じ世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が 単身世帯の場合：280 万円以上 2人以上の場合：346 万円以上
1割	生活保護受給者等、市民税非課税者、市民税課税者のうち2・3割の対象とならない人、40 歳以上 64 歳以下の人

※1 「合計所得金額」とは、地方税法に規定する前年の合計所得金額（配偶者控除や医療費控除等の各種所得控除、上場株式などの譲渡損失に係る繰り越し控除等を行う前の金額）から、土地・建物等の譲渡所得に係る特別控除額を差し引いた金額です。合計所得金額に給与所得又は公的年金所得が含まれる場合は、給与所得及び公的年金所得の合計額から10万円を差し引いた金額です。

※2 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から公的年金所得を差し引いた金額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を差し引いた金額です。

### 在宅サービスの利用限度額

要介護状態区分	利用限度のめやす(月額)
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

※上記の金額は標準地域のもので、事務所の所在地、サービスの種類などによって異なります。

※福祉用具購入費と住宅改修費についての利用限度額は別に定められています。

\*福祉用具購入費の利用限度額……10万円(年度内)

\*住宅改修費の利用限度額………20万円(同一住所)

## 施設サービスの利用者負担

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
 中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
 南 高齢・障害者相談課

介護保険施設を利用する場合の居住費（滞在費）と食費は、原則自己負担となります。

低所得の要件を満たす方は、市に「介護保険負担限度額認定申請書」を提出して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることにより、これらの費用を軽減することができます。認定証は、施設利用の際に提示してください。

### 【対象となるサービス】

#### ○介護保険施設

特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院への入所

#### ○短期入所生活介護・短期入所療養介護

有料老人ホーム、グループホームおよび通所介護等は軽減の対象外です。

### 1日あたりの居住費・食費の自己負担限度額（令和6年8月から）

利用者負担段階	所得の状況		預貯金等の資産の状況	居住費				食費※3
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※2	多床室	
第1段階	生活保護受給者		要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円
	※1	老齢福祉年金受給者	単身： 1,000万円以下 夫婦： 2,000万円以下					
第2段階	※1 世帯全員が 市民税非課税	合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円以下の人	単身： 650万円以下 夫婦： 1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円 (600円)
第3段階①		合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	単身： 550万円以下 夫婦： 1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円 (1,000円)
第3段階②		合計所得金額＋課税年金収入額＋非課税年金収入額が120万円超の人	単身： 500万円以下 夫婦： 1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円 (1,300円)

※1 別世帯に配偶者がいる場合は、別世帯の配偶者も市民税非課税である必要があります。

※2 特別養護老人ホームと短期入所生活介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

※3 短期入所生活介護・短期入所療養介護を利用した場合は（ ）内の金額となります。

1 か月間に支払った介護保険サービスの利用者負担額の世帯での合計が、次の上限額を超えた場合には、超えた額が「高額介護（介護予防）サービス費」として支給されます。食費・居住費（滞在費）としてお支払いいただいた分は対象となりません。

支給が見込まれる方には市から申請書をお送りしますので提出してください（マイナンバー制度における本人確認が必要な手続きです）。次回以降は、登録された口座に自動的に振り込まれます。

口座の変更や廃止があった場合には手続きが必要となりますので、介護保険課総務・給付班までご連絡ください。

### ○利用者負担の上限

区分	利用者負担段階	利用者負担上限額 <sup>*2</sup>
現役並3	課税所得690万円（年収約1,160万円）以上の方が居る世帯 <sup>*1</sup>	140,100円（世帯）
現役並2	課税所得380万円（年収約770万円）～690万円（年収約1,160万円）未満の方が居る世帯 <sup>*1</sup>	93,000円（世帯）
現役並1	市民税課税者が居る世帯で、課税所得380万円（年収約770万円）未満の方	44,400円（世帯）
一般		
第3	世帯全員が市民税非課税で、年間の〔年金収入＋その他の合計所得金額 <sup>*3</sup> 〕が <b>80万円超</b> の方	24,600円（世帯）
第2	世帯全員が市民税非課税で、年間の〔年金収入＋その他の合計所得金額 <sup>*3</sup> 〕が <b>80万円以下</b> の方	<sup>*4</sup> 24,600円（世帯） 15,000円（個人）
第1	生活保護受給者等	15,000円（世帯）

※1 介護サービス利用者又は65歳以上の世帯員の所得が対象となります。

※2 上限額は世帯単位で定められていますが、同一世帯に複数のサービス利用者がある場合、個人の負担額の割合で按分した額をそれぞれに支給します。

【計算式】（利用者負担世帯合算額－世帯上限額）×利用者負担額÷利用者負担世帯合算額

※3 「その他の合計所得金額」とは合計所得金額から公的年金所得を差し引いた金額です。その他の合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、給与所得から10万円を差し引いた金額です。

※4 利用者負担額を世帯で合算した場合と個人で算定した場合を比較し、高い金額で支給します。

## 利用者負担の特例など

対象となる介護保険サービスの利用について、負担の軽減制度があります。

区 分	要 件	軽減後の自己負担の割合
被災者等の利用者負担  窓口 介護保険課	<p>介護保険サービスを利用した場合の利用者負担額の支払いが困難な人を対象に、最長6か月間利用者負担額を免除します。</p> <p>対象者…次のいずれかに該当し、相模原市が定める基準に該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 災害により住宅等に著しい損害を受けた場合</li> <li>② 世帯の生計を主として維持する人が死亡した場合、または失業（倒産、解雇、雇い止め）したこと、心身に重大な障害を受けたこと等により、収入が著しく減少した場合</li> </ol> <p>詳しくは、介護保険課 総務・給付班までお問い合わせください。</p>	<p>損害の程度等により</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全額免除</li> <li>・3%</li> <li>・5%</li> </ul>
<p>社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担</p> <p>窓口 各高齢・障害者相談課</p> <p>城山・相模湖藤野福祉相談センター</p> <p>郵送窓口 介護保険課</p>	<p>軽減制度を実施する社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護などのサービスを利用した場合、利用者負担額、食費・居住費（滞在費）および宿泊費を軽減します。</p> <p>ただし、介護保険負担限度額認定を受けていない人は、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護などのサービスを利用した場合の食費・居住費（滞在費）が軽減対象外となります。</p> <p>対象者…以下の①または②に該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 次の条件すべてに該当すること <ul style="list-style-type: none"> <li>・世帯員のなかに市民税課税者がいないこと</li> <li>・年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増ごとに50万円加算）以下であること</li> <li>・預貯金などが単身世帯で350万円（世帯員1人増ごとに100万円加算）以下であること</li> <li>・居住用の家屋、土地、そのほかの日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がないこと</li> <li>・負担能力のある親族に扶養されていないこと</li> <li>・介護保険料を滞納していないこと</li> </ul> </li> <li>② 生活保護受給者等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホーム、短期入所生活介護（介護予防を含む）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を利用した場合</li> </ul> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>①利用者負担額（1割負担）、食費・居住費（滞在費）および宿泊費の75%</li> <li>②個室の居住費（滞在費）全額免除</li> </ol>
<p>障害者ホームヘルプサービス利用者負担</p> <p>窓口 介護保険課</p>	<p>障害者総合支援法によるホームヘルプサービスの利用において、境界層該当として定率負担額が0円となっていた人で、65歳になったことなどにより介護保険の対象となった場合の利用者負担額を全額免除します。</p> <p>対象者…次のいずれかに該当すること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 65歳に到達する前の1年間に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用して、65歳に到達したことで介護保険の対象者となった人</li> <li>② 特定疾病によって生じた障害が原因で、要介護または要支援と認定された40歳から64歳までの人</li> </ol>	<p>全 額 免 除</p>



## 老人ホームの種類と入所要件等（※介護サービス事業所以外）

老人ホームには、高齢者の経済的、身体的状態によって、入所できる施設と入所できない施設とがあり、大別すると次のようになります。

施設種別	入 所 要 件	入所手続き	費 用
養護老人ホーム	65歳以上で、体の衰えや家庭の事情などにより、居宅において生活することが困難な方が入所できます。ただし、ねたきりの方は入所できません。 なお、この老人ホームへの入所は、収入の少ない方（市町村民税所得割非課税）に限られています。	緑・津久井・中央・南の各高齢・障害者相談課、城山・相模湖・藤野の各福祉相談センターへ、ご相談ください。	本人およびその扶養義務者の負担能力に応じてそれぞれ費用を徴収します。
軽費老人ホーム（ケアハウス）	60歳以上で、自炊ができない程度の身体の衰え等が認められ、または高齢のため、独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な方のための施設です。	直接施設へお申し込みください。	施設により異なりますが、利用者負担は月々約6万～18万円程度。なお、収入が310万円以下の場合、利用者負担額が減免されることがあります。
有料老人ホーム	入居要件は、それぞれの有料老人ホームによって異なります。入居できる年齢はおおよそ60歳以上です。	直接施設へお申し込みください。	各有料老人ホームにより異なりますので、直接施設へお問い合わせください。

## 市内のサービス付き高齢者向け住宅（※介護サービス事業所以外）

サービス付き高齢者向け住宅とは、介護・医療と連携し、高齢者を支援するサービスを提供するバリアフリー構造の住宅です。

住宅としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面に加え、ケアの専門家による状況把握や生活相談サービスを提供することなどにより、高齢者が安心して暮らすことができる環境を整えた賃貸住宅です。

登録された住宅は、サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム（<https://www.satsuki-jutaku.jp/>）から閲覧することができます。

## 市内の介護サービス事業所一覧

市内の介護サービス事業所一覧のデータは、市ホームページに掲載しています。

### 【該当ページ】

トップページ > 子育て・健康・福祉 > 福祉 > 高齢者福祉  
> 高齢者の生活支援 > 介護サービス事業所一覧

※各事業所の詳細は、厚生労働省ホームページ「介護サービス情報公表システム」を参照。



# 保健・医療等

## 医療相談

窓口 相模原市医療安全相談窓口  
電話 042(769)9242

- 内 容** 市民の皆様の医療に関する悩みや心配ごとについて、中立的な立場で専任の相談員（臨床経験を有する看護師）が電話で相談をお受けしています。
- 手 続 き** 医療安全相談窓口（電話 042-769-9242）にご相談ください。
- 受 付 日** 月曜日から金曜日（祝日等・年末年始を除く）
- 受 付 時 間** 午前9時から正午、午後1時から午後3時

### 【注意事項】

- ・医療内容のトラブルについては、相談者が自主的に解決するための相談には応じますが、相談者に代わっての調査や交渉などはできません。
- ・診療内容の是非や過失の有無の判断はできません。
- ・医療機関の案内は、標榜された診療科目や所在地などに基づく案内になります。
- ・医療費に関する相談については、まずは当該医療機関にお問い合わせください。また、内容に応じて、適切な担当機関をご案内いたします。

## 在宅医療に関する相談

窓口 相模原市医師会在宅ケア連携室  
電話 042(755)3156

- 内 容** 在宅で療養している方やご家族の方に、訪問診療（往診）が可能な医療機関の紹介や、訪問看護ステーションの案内等を行います。また、介護の相談にも応じます。
- 手 続 き** 相模原市医師会在宅ケア連携室（電話 042-755-3156）にご相談ください。
- 受 付 日** 月曜日から金曜日（8/13～8/15、12/29～1/3、祝日を除く）
- 受 付 時 間** 午前9時から午後5時

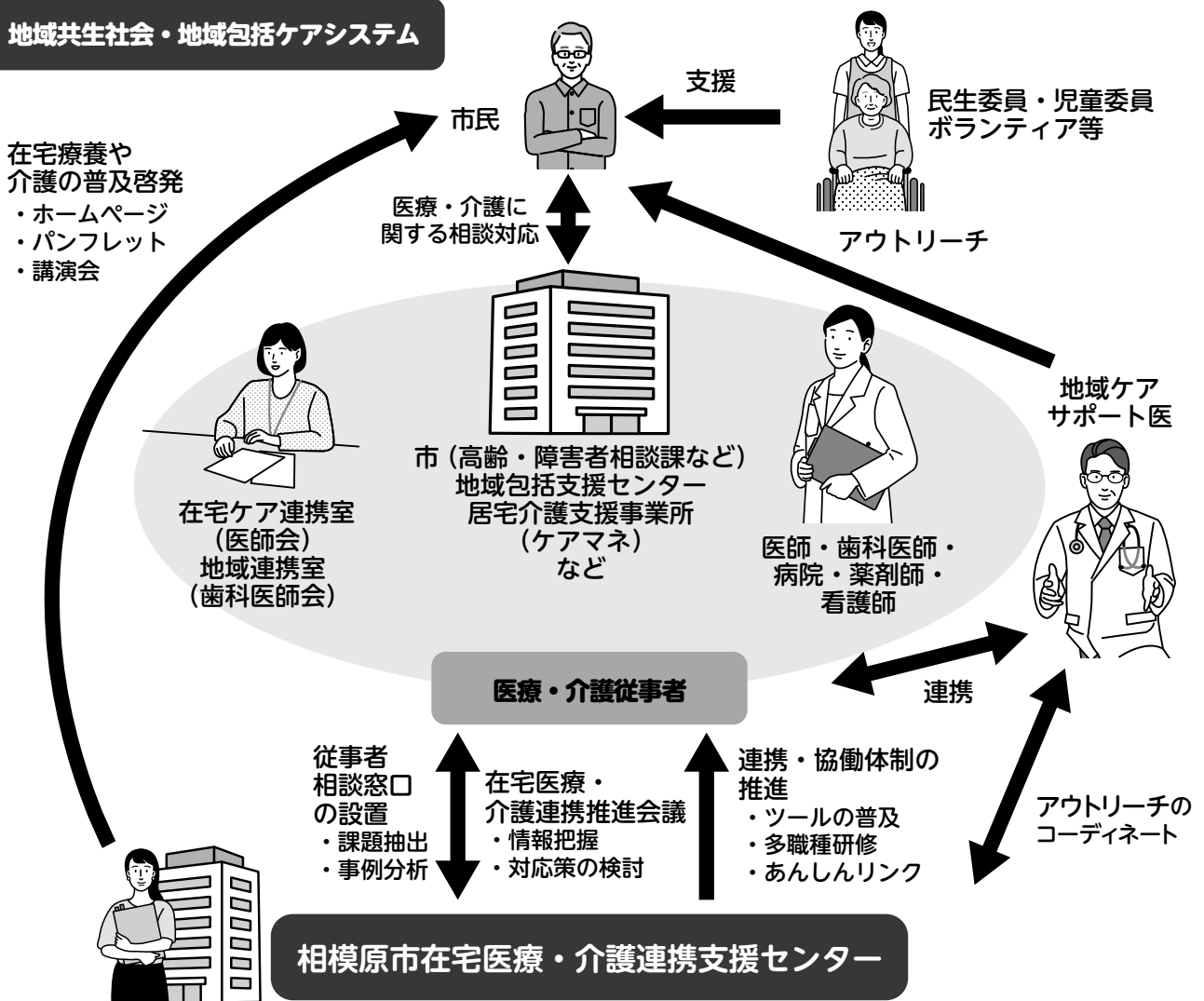
- 【注意事項】** 緊急のご相談には対応できません。  
対応中には電話に出られない場合もあります。

## 在宅医療・介護連携に関する相談

窓口 在宅医療・介護連携支援センター  
電話 042(769)9250

- 内 容** 医療・介護従事者への相談支援を行い、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた地域で安心して在宅療養できるようサポートします。
- 手 続 き** 在宅医療・介護連携支援センター（電話042-769-9250）にご相談ください。
- 受 付 日** 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）
- 受 付 時 間** 午前8時30分から午後5時15分まで

### 地域共生社会・地域包括ケアシステム



## 人生会議とは ～在宅医療・介護が必要になる前に～



「人生会議」(ACP: アドバンス・ケア・プランニング)とは、もしもの  
ときのために、あなたが望む医療やケアについて前もって考え、家族等  
や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組のことで  
す。元気なうちから、あなたの人生で重要なものは何か、どのように暮ら  
していきたいかを、大切な人達と話すことが「最後までいきいきと自分ら  
しく暮らす」ことにつながります。

## 各種検診

窓口 健康増進課  
疾病対策課

電話 042(769)9220  
電話 042(769)7201

### 【がん検診】

検診種目	対象	利用者負担	手続き	担当課	
集団検診(検診車での検診)	胃がん	40歳以上	X線(バリウム) 900円	会場・日程等については「広報さがみはら」等でお知らせしますので、ご確認のうえ、コールセンター(電話042-770-7777)へお申し込みください。受診券を郵送します。	
	大腸がん		便潜血検査(2日分) 500円		
	子宮がん	20歳以上の女性	頸部 600円		
	乳がん	40歳以上の女性 【2年に1回の受診】	視触診+マンモグラフィ併用 2,000円		
	肺がん	40歳以上 (喀痰細胞診は50歳以上で喫煙歴の長い人等が対象)	胸部X線 200円 胸部X線+喀痰細胞診 700円		
施設検診(市内協力医療機関での検診)	胃がん	40歳以上	X線(バリウム) 2,900円 内視鏡 3,900円	コールセンター(電話042-770-7777)へお申し込みください。受診券を郵送します。受診の予約は直接医療機関へお願いします。	健康増進課
	大腸がん		便潜血検査(2日分) 500円		
	子宮がん	20歳以上の女性	頸部 1,700円 頸部+体部 2,200円 (体部検診は医師の判断により実施します)		
	乳がん	30歳以上の女性	視触診 700円		
		40歳以上の女性 【2年に1回の受診】	視触診+マンモグラフィ併用 2,000円		
	肺がん	40歳以上 (喀痰細胞診は50歳以上で喫煙歴の長い人等が対象)	胸部X線 800円 胸部X線+喀痰細胞診 1,700円		
前立腺がん	55歳、60歳、65歳の男性(注)	PSA検査(血液検査) 1,000円			

(注) 前立腺がん検診単独での受診はできません。必ず、相模原市がん施設検診(胃・大腸・肺のいずれか)または、特定健康診査(相模原市国民健康保険加入者のみ、休日会場健診は除く)と同時に受診してください。

### 【結核健康診断】

対象	利用者負担	手続き	担当課
65歳以上で、職場等で胸部X線検査を受ける機会のない人	無料	コールセンター(電話 042-770-7777)へお申し込みください。受診券を郵送します。	疾病対策課

## 【肝炎（B型・C型）ウイルス検査】

検診種目	費用	対 象	手続き	会 場	担当課
肝炎ウイルス 検診	1,200円	・40歳以上で過去に肝炎 ウイルス検診を受けた ことがない人 ・当該年度に受けた（特定） 健康診査において肝機能 異常を指摘され、肝炎 ウイルス検診の受診を希 望する人	コールセンター（電話 042-770-7777）へお申 し込みください。受診券を 郵送します。受診の予約は 直接医療機関へお願いし ます。	市内協力 医療機関	健康 増進課
感染の心配が ある人の 肝炎ウイルス 検査	無料	家族に肝炎ウイルスに感 染している人がいるなど、 肝炎ウイルス感染の心配 がある人（原則1回）	同上	市内協力 医療機関	疾病 対策課

## 【お口の健康診査（成人歯科健康診査）】

対 象	利用者負担	手続き	会 場	担当課
40～80歳	500円	お申し込みは、コールセンター （電話 042-770-7777）へ 受診の際に必要な受診券を 郵送します。	市内協力 医療機関	健康 増進課

※かかりつけ歯科医を持つきっかけづくりとして実施しています。

## 【口腔がん検診】

対 象	利用者負担	手続き	会 場	担当課
40歳以上	500円	11月・3月頃実施予定です。 詳細は「広報さがみはら」等でお知らせ いたします。	相模原口腔保健センター （ウェルネスさがみはら内）	健康 増進課

※既に違和感などの自覚症状がある場合は、お早めにお近くの歯科医療機関を受診するようお願いします。

## 【注意事項】

- ・対象の年齢は令和6年4月2日から令和7年4月1日までの誕生日に迎える年齢です。
- ・検診種目により受診に条件があるものがあります。
- ・次のいずれかに該当する人は、費用が免除となります。（ ）内の証書と受診券を受診時にお持ちください。
  - ア 70歳以上の人（受診券のみ）
  - イ 後期高齢者医療制度加入の人（後期高齢者医療被保険者証）
  - ウ 生活保護世帯に属する人（生活保護受給票）
  - エ 市民税非課税世帯の人（口腔がん検診は除きます。65歳～69歳の方は保険料賦課の段階区分・根拠が第1～3段階の相模原市の介護保険料納入通知書。64歳以下の人や納入通知書をお持ちでない人は健康増進課（電話042-769-9220）へお問い合わせください）
  - オ 中国残留邦人等で支援給付を受けている人（本人確認証）

※なお、肝炎ウイルス検診については、上記ア～オとは別に、40歳以上5歳刻みの年齢に達する人を対象として「肝炎ウイルス検診・無料検診」を実施しています（受診券のみ）。

- ・上記の金額は、所定の項目以外の検査や再検査を実施した場合の費用は含みませんので、別途、健康保険証と費用が必要となることがあります。

**内 容** (特定) 健康診査は、生活習慣病の発症を予防するため、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診で、医療保険者が実施します。

年に1回健診を受けることで健康状態をチェックし、生活習慣を見直すきっかけ作りにお役立てください。

協会けんぽ、組合健保、共済組合等の被用者保険や国民健康保険組合に加入している人は、市が実施する（特定）健康診査を受けることができませんので、各医療保険者の実施する健康診査を受診してください。

**【対象となる人・健診内容など】**

	特定健康診査		後期高齢者健康診査	健康診査
	施設健診	休日会場健診		
対象となる人 (受診時)	40～74歳の 国民健康保険加入者		後期高齢者 医療制度加入者	①40歳以上で医療保険に 未加入の生活保護制度 利用者 ②中国残留邦人等の支援 給付受給者
費用	* 1,000円		無料	* 1,000円
	* 70歳以上の人（昭和30年4月1日以前に生まれた人）は費用が無料となります。 * 69歳以下の方は次のページの【健診費用免除の手続きについて】をご覧ください。			
必要なもの	受診券と被保険者証			受診券と①は受給票 ②は本人確認証
検査内容	基本的な健診の項目 (問診・身体測定・血圧測定・ 血液検査・尿検査)		基本的な健診の項目 (問診(フレイル予防)・身体測定・ 血圧測定・血液検査・尿検査)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 40歳～74歳は、特定健康診査と同じ</li> <li>・ 75歳以上は、後期高齢者健康診査と同じ</li> </ul>
	(医師の判断により必要に応じて実施) 貧血検査、 心電図検査、 眼底検査	左の項目については、後日指定の医療機関にて実施	貧血検査、心電図検査	
お問い合わせ	相模原市国民健康保険コールセンター (042-707-8111) 月～金曜日（祝日等、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで 第2・4土曜日 午前8時30分から正午まで		相模原市後期高齢者 医療コールセンター (042-707-8787) 月～金曜日 (祝日等、年末年始を除く) 午前8時30分から 午後5時15分まで	健康増進課 (042-769-9220)
	相模原市コールセンター（042-770-7777）午前8時から午後9時まで（年中無休）			

## 【受診にあたっての注意事項】

- ・医療機関の窓口では、必ず受診券と被保険者証(生活保護制度利用者は受給票)を提示してください。
- ・令和6年4月1日～令和7年3月31日に75歳の誕生日を迎える人は、誕生日の前日までは特定健康診査を、誕生日以後は後期高齢者健康診査を受診できます。誕生日の前後で健診の内容が異なりますのでご注意ください。
- ・検査項目により食事制限等が必要となる場合がありますので、事前に医療機関にご確認ください。
- ・特定健康診査(休日会場健診)の会場・日程については、「広報さがみはら」等でお知らせしていますので、ご確認のうえ、相模原市コールセンター(電話042-770-7777)へお申込みください。別途、受診券を郵送します。

## 【健診費用免除の手続きについて】

### ○特定健康診査

69歳以下で市民税非課税世帯に属する人は、事前の申請により特定健康診査の費用が免除となります。健診受診前に、健康増進課へ免除申請書を提出してください。申請書到着後、市民税の課税状況を確認し、一部負担金が免除となる人には「費用無料」と印字した受診券を郵送します。

### ○健康診査

医療機関等の受付窓口で生活保護世帯に属する人は受給票、中国残留邦人等で支援給付を受給している人は本人確認証を提示し、一部負担金免除申請書を受け取り、必要事項を記入のうえ受付窓口へ提出してください。



## 健康相談

窓口 健康増進課 電話 042(769)8322  
 緑保健センター 電話 042(775)8816  
 中央保健センター 電話 042(769)8233  
 南保健センター 電話 042(701)7708

**内 容** 保健師、栄養士、歯科衛生士等が、心身の健康や、栄養、歯科等に関し、各種の個別健康相談や助言等を行っています。

**対 象** 成人

**手 続 き** 次の表を参照の上ご利用ください。(一部予約制)

**利用者負担** なし

事業名	対象者	内 容	会 場	担 当 課
成人健康相談 (来所・電話) 注1	市民一般	健康に関する相談と 各種計測 (体重・血圧測定等)	(来所・電話) 緑区合同庁舎 ウェルネスさがみはら 南保健福祉センター (来所のみ) 津久井保健センターの 緑保健センター津久井 担当 各総合事務所(城山・ 相模湖・藤野)の緑子 育て支援センター	緑保健センター 042-775-8816 中央保健センター 042-769-8233 南保健センター 042-701-7708
大人の食生活相談 (予約制)	市民一般	栄養士等による食事や 栄養についての相談	緑区合同庁舎 津久井保健センター ウェルネスさがみはら 南保健福祉センター	緑保健センター 042-775-8816 緑保健センター津久井担当 042-780-1414 中央保健センター 042-769-8233 南保健センター 042-701-7708
歯科健康相談 (予約制)	市民一般	歯科衛生士による 歯の健康相談	緑区合同庁舎 ウェルネスさがみはら 南保健福祉センター	健康増進課 042-769-8322
がん ピアサポート (予約制)	市内在住の がん患者 または その家族	がん体験者によるがん に関する不安や悩みに ついての相談	ウェルネスさがみはら	健康増進課 042-769-8322

注1 津久井保健センター、城山総合事務所、相模湖総合事務所、藤野総合事務所での成人健康相談は来所(指定日)のみ行います。電話相談は行いません。

※各種相談の開催日、会場については、「広報さがみはら」等でお知らせします。



# 健康教育

窓口 緑 保健センター 電話 042(775)8816  
 中央保健センター 電話 042(769)8233  
 南 保健センター 電話 042(701)7708

**内 容** 生活習慣病予防、健康増進等、健康に関する正しい知識の普及を図るため、次のような教室・講座を開催します。

**対 象** 各種教室等お申し込み、日程・会場等については、「広報さがみはら」等でお知らせします。

(◆印の事業は当該年度に下記年齢となる方が対象です。)

**手 続 き** 電話で各窓口へお申し込みください。

**利用者負担** なし

	事業名	対象者	内 容	会 場
健康づくりのために	出張運動教室	概ね20～69歳で、10～50名程度の団体や中小企業等運動に支障がない方◆	運動習慣を身に付けるための教室です。健康運動指導士等を派遣し運動教室を実施します。	申請団体が指定した場所 (会場借用料、講師の駐車場代が生じる場合はご負担ください)
病気を予防し、いきいきと暮らすために	生活習慣病予防教室	20～69歳の方◆	メタボリックシンドロームなどの生活習慣病の予防のため、正しい知識と方法を知る教室です。血管年齢等を測定します。	緑区合同庁舎 ウェルネスさがみはら 南保健福祉センター 津久井保健センター
	病態別健康教育 (高血圧・糖尿病・腎臓病等)	高血圧・糖尿病・腎臓病等に関心があり、生活を見直したい方	高血圧・糖尿病・腎臓病等の基礎知識や望ましい生活習慣について学びます。	緑区合同庁舎 ウェルネスさがみはら 南保健福祉センター 他
	個別健康教育 (喫煙)	1か月以内に禁煙しようと考えている方	喫煙状況の把握・検査 禁煙へ向けたアドバイス等 禁煙開始から3か月間の個別支援	緑区合同庁舎 ウェルネスさがみはら 南保健福祉センター 津久井保健センター
	骨密度測定 <sup>ほね</sup> de骨 元気アップセミナー	20～70歳の方◆	骨折や寝たきりの原因となる骨粗しょう症を予防するため、骨密度測定とその予防について学ぶ教室です。	緑区合同庁舎 ウェルネスさがみはら 南保健福祉センター 津久井保健センター

※事業内容は変更となる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

## 保健師等による訪問指導

窓口 緑 保健センター 電話 042(775)8816  
中央保健センター 電話 042(769)8233  
南 保健センター 電話 042(701)7708

内 容 メタボリックシンドローム予防等のため、生活習慣の改善が必要な方に対し、保健師、管理栄養士等が保健指導をします。  
各窓口で電話等でご相談ください。

## インフルエンザの予防接種

窓口 疾病対策課 電話 042(769)8346

内 容 高齢者のインフルエンザによる重症化予防のため、予防接種を希望される方には、接種費用の一部を公費で負担します。  
実施期間は10月中旬～翌年1月末日（予定）です。接種回数は1回です。

対 象 ① 65歳以上の方  
② 60歳～64歳のうち、心臓、腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に高度の障害（障害者手帳1級程度）を有する方

手 続 き 接種希望者は、協力医療機関へ申し込みをしてください。  
協力医療機関名簿は確定後に疾病対策課、各区民課・まちづくりセンター等にて配布します。

利用者負担 1,500円（（予定）協力医療機関窓口で支払う）  
生活保護受給世帯または市民税非課税世帯の方および中国残留邦人等への支援給付を受給している方は、費用免除となります。接種当日に免除要件に該当することが確認できる資料（介護保険料納入通知書等）を医療機関窓口で提示してください。なお、資料の提示がない場合は免除されません（後日の払い戻しもできません）。

## 新型コロナウイルスの予防接種

窓口 疾病対策課 電話 042(769)8346

内 容 高齢者の新型コロナウイルス感染症の重症化予防のため、予防接種を希望される方には、接種費用の一部を公費負担します。実施は秋・冬ごろを予定しています。接種回数は1回です。

対 象 ① 65歳以上の方  
② 60歳～64歳のうち、心臓、腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に高度の障害（障害者手帳1級程度）を有する方

※この内容は、国の方針により、変更になる可能性があります。

※詳細は、決まり次第広報さがみはら等でお知らせします。

## 高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種

窓口 疾病対策課 電話 042(769)8346

- 内 容** 予防接種法に基づき、予防接種を希望される方には、接種費用の一部を公費で負担します。
- 対 象** ①または②に該当し、初めて23価肺炎球菌ワクチンを接種する方  
※これまでに23価肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある場合は、対象外です(すべて自費での接種は可能)。  
① 65歳の方  
② 60歳～64歳のうち、心臓、腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に高度の障害(障害者手帳1級程度)を有する方
- 手 続 き** 接種希望者は、協力医療機関へ申し込みをしてください。  
協力医療機関名簿は疾病対策課・各区民課・まちづくりセンター等にて配布しています。
- 利用者負担** 4,000円(協力医療機関窓口で支払う)  
生活保護受給世帯または市民税非課税世帯の方および中国残留邦人等への支援給付を受給している方は、費用免除となります。  
接種当日に免除要件に該当することが確認できる資料(介護保険料納入通知書等)を医療機関窓口で提示してください。なお、資料の提示がない場合は免除されません(後日の払い戻しもできません)。

## 歯科訪問診療

窓口 相模原市歯科医師会地域連携室 電話 042(707)8015

- 内 容** 歯科医師会の歯科医師による訪問診療や口腔ケアを受けることができます。
- 対 象** 身体的理由または精神的理由により歯科医院に通院困難な方
- 手 続 き** 詳しくは、相模原市歯科医師会地域連携室へお問い合わせください。
- 利用者負担** 保険診療の自己負担額をお支払いください(交通費別途)。

## 要介護高齢者等歯科診療

窓口 相模原市歯科医師会 電話 042(756)1501

- 内 容** 要介護状態で歯の治療を受けることができない高齢者の方は、相模原口腔保健センターで歯科治療を受けることができます。
- 対 象** 要介護状態で歯科治療にお困りのおおむね65歳以上の方  
車いすでの移動が可能な方
- 手 続 き** 詳しくは、相模原市歯科医師会へお問い合わせください。
- 利用者負担** ・保険診療の自己負担額をお支払ください。  
・他の福祉サービスや家族の自家用車などにより送迎ができないため、介護タクシーによる送迎を希望される方は、1診療あたり1,000円をご負担いただきます。

## 身体障害者手帳

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中 央高齢・障害者相談課 藤 野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 身体障害者認定基準に該当し、都道府県・政令市・中核市で認められた方に交付され、医療費の助成、補装具費の支給、日常生活用具の給付、各種手当、公共料金の割引、税金の控除などが利用できます（利用には所得や障害種別・等級など条件があります）。
- 対 象** 視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体（上肢・下肢・体幹）、内部（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・免疫・肝臓）機能に永続する不自由のある方
- 手 続 き** 身体障害者手帳の交付を受けるには、次の書類による手続きが必要です。  
写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内のもの）  
個人番号（マイナンバー）の確認ができる書類  
※診断書の用紙は各窓口にあります  
（市ホームページからダウンロード可）。  
※身体障害者福祉法に基づく指定医師によって記入されたもの。

## 精神障害者保健福祉手帳

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 精神障害者保健福祉手帳判定基準に該当し、都道府県・政令市で認められた方に交付され、医療費の助成、各種手当、公共料金の割引、税金の控除などが利用できます（利用には所得や障害種別・等級など条件があります）。
- 対 象** 精神障害のため長期にわたって日常生活または社会生活に困難が生じている方
- 手 続 き** 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けるには、次の書類による手続きが必要です。
- ・「手帳用診断書」または「精神障害を理由とした障害年金の証書および、振込通知書または支払通知書」  
※診断書の用紙は、各窓口にあります。
  - ※成年後見人等が障害年金の書類で申請される場合は登記事項証明書をお持ちください。
  - ・写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽、上半身、1年以内のもの）
  - ・個人番号（マイナンバー）とご本人確認ができる書類  
※代理人の方が申請される場合は、代理人であると確認できる書類
- ※有効期限の3か月前から更新申請ができます。

## 自立支援医療（更生医療）

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 指定医療機関で、障害を除去したり、障害の程度を軽くしたりする医療（人工透析療法、抗HIV療法、人工関節置換術、ペースメーカー埋込み手術など）を受ける場合、保険診療の自己負担が1割になります（所得などによって自己負担の上限月額が設定されます）。
- 対 象** 18歳以上で身体障害者手帳を持っている方
- 手 続 き** 利用するためには、障害者更生相談所の判定が必要ですので、事前に窓口にご相談してください。

## 自立支援医療（精神通院医療）

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 通院医療費の自己負担が原則1割になります（所得などによって自己負担の上限月額が設定されます。入院医療費は該当しません）。
- 対 象** 精神疾患があり、通院治療を受ける必要がある方
- 手 続 き** 事前に窓口にご相談ください。  
支給認定を受けるには、申請が必要です。申請の際、医師の診断書・健康保険証の写し・所得確認書類（市県民税課税証明書等）・マイナンバー制度における本人確認書類が必要となります。  
※毎年の更新が必要ですが、診断書の提出は2年に1回です。  
※有効期限の3か月前から更新申請ができます。

## 精神障害者入院医療援護金

窓口 精神保健福祉課 電話 042(769)9813

- 内 容** 月に20日以上入院し、医療費および介護給付費に係る自己負担が月額10,000円以上の場合、月額10,000円が支給されます。
- 対 象** 精神科病院または一般病院の併設精神科病棟に入院している方で、市内に住民登録があり、本人および同一世帯全員の申請年度の市町村民税所得割額を合算した額が一定額以下の方  
※重度障害者医療費助成制度等により、医療費の自己負担額が全額助成される方は対象になりません。
- 手 続 き** 精神障害者入院医療援護金の申請には、次の書類が必要です。  
①相模原市精神障害者入院医療援護金支給申請書兼同意書  
②15歳未満の方を除く世帯全員の市民税課税額確認書類（市県民税課税証明書等）  
※②は本市で課税されている方は省略することができます。  
③支払金口座振替依頼書  
④振込口座の預金通帳等のコピー（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義が記載されているもの）  
※個人口座への振込を御希望の場合には、③④の提出が必要です。  
⑤申請者が法定代理人の場合は、それを証明する書類（写し）

## 補装具の交付・修理

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
 津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
 中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
 南 高齢・障害者相談課

- 内 容** 義肢装具・眼鏡・補聴器・車いす・歩行補助つえ等の購入および修理等の費用を支給します（所得に応じて自己負担があります）。
- 対 象** 身体障害者手帳を持っている方および難病等の方（所得や疾病によって対象とならない場合があります）。ただし、介護保険制度で貸与される福祉用具と重複する品目については、介護保険制度が優先される場合があります。
- 手 続 き** 事前に窓口にご相談ください。  
 支給については、申請と判定が必要です。申請の際、身体障害者手帳（または診断書等）・見積書・マイナンバー制度における本人確認書類が必要となります。  
 ※同一世帯全体の所得がわかる書類が必要になる場合があります。  
 ※難病等の方は、訪問調査等が必要になる場合があります。  
 ※義肢装具、車いす等を購入する場合には、医学的判定（意見）書等が必要となる場合があります。

## 福祉有償運送（移送サービス）

- 内 容** 他人の介助によらずに移動が困難で、単独でタクシーなどの公共交通機関を使用して移動することが困難な高齢の方などに対して、有償で行う車両による移送サービスです。
- 対 象** 身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護認定者等の方、要支援認定者およびその付添いの方
- 手 続 き** 事業所ごとに会員登録、利用制限および利用者負担などの要件がありますので、詳しくは、各事業所へご相談ください。

法人名／事業所名	所在地	連絡先
(特非) 津久井福祉会	緑区中野277-2	(電話) 042-780-7977 (FAX) 042-780-7978
(一社) しらゆり介護サービス	緑区原宿2-7-39	(電話) 042-851-2877 (FAX) 042-783-5608
(特非) ワーカーズ・コレクティブはっぴー	緑区二本松1-2-21	(電話) 042-771-8061 (FAX) 042-703-4187
(特非) アイ・介護サービス	中央区弥栄1-18-5	(電話) 042-730-5883 (FAX) 042-730-5884
(特非) ワーカーズ・コレクティブわか	中央区中央3-3-6 アーバン木下103	(電話) 042-750-1416 (FAX) 042-707-9519
神奈川高齢者生活協同組合 さがみはらケアステーション「あやとり」	中央区千代田1-1-1 千代田ビル305	(電話) 042-707-1180 (FAX) 042-750-7762

(次頁につづく)

法人名／事業所名	所在地	連絡先
(特非) 相模原ボランティア協会	中央区富士見6-1-20 (相模原市立あじさい会館2階)	(電話) 042-759-7982 (FAX) 042-759-7982
(特非) 地域住民の安全生活応援団 おでかけサポート相模原	中央区緑が丘2-43-24	(電話) 042-648-5839 (FAX) 042-697-6373 (携帯) 090-1607-5587(坂本)
(福) 幸会	南区相模大野9-12-22	(電話) 042-766-1700 (FAX) 042-766-1800

## 精神保健相談

窓口 緑 高齢・障害者相談課  
津久井高齢・障害者相談課  
中央高齢・障害者相談課  
南 高齢・障害者相談課

- 内 容** こころの健康に関するご相談に、保健師、社会福祉職等が応じます。
- 対 象** こころの健康について相談のある方
- 手 続 き** 各高齢・障害者相談課にお電話いただくか、窓口にお越しください。
- 利用者負担** なし

## アルコール・薬物・ギャンブルの相談

窓口 精神保健福祉センター 電話 042(769)9818

- 内 容** アルコールや薬物・ギャンブルに関する悩みについて、医師が相談をお受けします。  
日程等は「広報さがみはら」等でお知らせします。
- 対 象** アルコールや薬物・ギャンブルに関する悩みを抱える方とご家族等
- 手 続 き** 電話で精神保健福祉センターにお申し込みください（予約制）。
- 利用者負担** なし



## 重度障害者医療費の助成

窓口 緑 高齢・障害者相談課 城 山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課 相模湖福祉相談センター  
中央高齢・障害者相談課 藤野福祉相談センター  
南 高齢・障害者相談課

**内 容** 重度の障害のある方に対して、保険診療による医療費の自己負担分（他の公費負担医療制度を受けられる医療費や健康保険から支給される高額療養費・附加給付金等は除く）を助成します。なお、保険診療以外の医療費および入院時食事代等は助成対象外となります。

**対 象** 健康保険に加入している方で、次のいずれかに該当する方（生活保護を受けている方は対象になりません）

- ①身体障害者手帳の1級または2級の方
- ②IQ(知能指数)が35以下の方
- ③身体障害者手帳3級の方で、かつIQが50以下の方
- ④精神障害者保健福祉手帳の1級または2級の方

※令和6年10月から①～④に該当することになった年齢が65歳以上の場合は、対象外となります。

※令和8年10月から18歳に達する日以後の最初の3月31日を過ぎている受給者に対して、特別障害者手当に準拠した所得制限が導入されます。

**手 続 き** 次のものを持参のうえ、窓口へお越してください。重度障害者医療証を交付いたします。

- ・健康保険証
- ・身体障害の場合は、身体障害者手帳
- ・知的障害の場合は、療育手帳または児童相談所や障害者更生相談所の発行するIQ判定書など
- ・精神障害の場合は、精神障害者保健福祉手帳

## 後期高齢者医療制度

窓口 国保年金課後期高齢班  
城山福祉相談センター  
津久井高齢・障害者相談課  
相模湖福祉相談センター  
藤野福祉相談センター

市後期高齢者医療コールセンター  
電話 042(707)8787

- 内 容** 病気やけがで受診する際に、医療機関の窓口で被保険者証を提示すれば療養の給付を受けることができます。
- 対 象** 75歳以上の方が対象です。75歳の誕生日当日から後期高齢者医療制度の対象となります（生活保護を受けている方は、対象とはなりません）。また、一定の障害がある65歳以上75歳未満の方も申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。
- 手 続 き** 詳しい手続き、必要書類等は、窓口へお問い合わせください。
- 保 険 料** 保険料は「均等割額」（被保険者全員が、均等に負担する額）と「所得割額」（被保険者本人の基礎控除後の総所得金額等に所得割率をかけた額）を合計して、個人単位で計算されます。均等割額と所得割率は都道府県の広域連合ごとに決められています。なお、世帯の所得状況等により保険料の軽減が適用されます（所得に応じた軽減は自動的に行われるので申請は不要です）。

（神奈川県）

保険料＝均等割額（45,900円）＋所得割額〔総所得金額等－基礎控除額（43万円\*）〕×10.08%（軽減用所得割率\*2：9.43%）

※1 前年の合計所得金額が2,400万円を超える場合は基礎控除額が異なります。

※2 軽減用所得割率：年金収入211万円相当までの方に対し、令和6年度に限り適用する所得割率

**一部負担金** 所得に応じて、次の表の割合となります。

負担割合	負担区分		判定基準
3割	課税	現役並みⅢ 市民税課税標準額 690万円以上	市民税課税標準額（所得から各種控除を差し引いた額）が145万円以上の後期高齢者医療被保険者がいる世帯
		現役並みⅡ 市民税課税標準額 380万円以上 690万円未満	
		現役並みⅠ 市民税課税標準額 145万円以上 380万円未満	
2割	非課税	一般Ⅱ	負担割合が3割に該当せず、市民税課税標準額が28万円以上の後期高齢者医療被保険者がいる世帯で「年金収入＋その他の合計所得」が被保険者1人の場合200万円以上、2人以上の場合は合計320万円以上
1割		一般Ⅰ	他の区分に該当しない場合
1割		区分Ⅱ	世帯員全員が市民税非課税（区分Ⅰを除く）
	区分Ⅰ	世帯員全員が市民税非課税で、所得が0円である場合（年金の所得は80万円を控除したときに0円となる場合）	

**高額療養費** 1か月の医療費の自己負担の合計額が次の表の自己負担限度額を超えた場合には、高額療養費として、自己負担限度額を超えた額を口座振込みでお返しします。

負担区分	負担割合	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯の後期高齢者医療被保険者を合算）
現役並み 所得者Ⅲ	3割	252,600円＋（総医療費－842,000円）×1% （4回目以降140,100円※1）	
現役並み 所得者Ⅱ		167,400円＋（総医療費－558,000円）×1% （4回目以降93,000円※1）	
現役並み 所得者Ⅰ		80,100円＋（総医療費－267,000円）×1% （4回目以降44,400円※1）	
一般Ⅱ	2割	①18,000円 ②6,000円＋ （総医療費－30,000円）×10% ①②のいずれか低い方※2	57,600円 （4回目以降44,400円※1）
一般Ⅰ		18,000円	
区分Ⅱ	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ			15,000円

（※1）過去12か月の間に、高額療養費の支給が3回以上ある場合の4回目以降のこと。

（※2）総医療費が30,000円未満の場合は、30,000円として計算します。

## 市民税非課税世帯の方

あらかじめ窓口へ申請し、認められると「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。同証を医療機関の窓口へ提示すると、外来および入院時の自己負担額が、所得等の状況により上表の区分Ⅱまたは、区分Ⅰの自己負担額以内となり、食事代も減額されます。詳しくは、窓口へお問い合わせください。

## 現役並み所得の方

あらかじめ窓口へ申請し、認められると「限度額適用認定証」を発行します。同証を医療機関の窓口へ提示すると、外来および入院時の自己負担額が市民税課税標準額により上表の現役並み所得者Ⅱまたは現役並み所得者Ⅰの自己負担額以内となります。詳しくは、窓口へお問い合わせください。

**療養費の支給** 治療のために作った装具代(コルセット等)や、あんま・マッサージ・はり・きゅうの施術の代金(保険医が治療上必要であると認めた場合)は、療養費として一部払いもどしを受けることができます。場合があります。

詳しい手続き、必要書類等は、各窓口へお問い合わせください。

※後期高齢者医療制度以外の医療保険につきましては、ご加入の各医療保険(健康保険組合、協会けんぽ、市町村国保など)の担当窓口へお問い合わせください。

## ウィッグ購入費の助成

窓口 健康増進課 電話 042(769)8322

**内 容** がん患者の治療と就労や社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上、経済的負担の軽減を図ることを目的に、ウィッグ購入費用の一部を助成します。

**対 象** 次のいずれにも該当する人

- ①申請日時点で相模原市に住民登録のある人
- ②抗がん剤治療等に伴う副作用による脱毛症状によりウィッグが必要な人
- ③他でウィッグ購入費用の助成を受けていない人
- ④市税に滞納がない人

**助 成 額** 購入金額の2分の1または30,000円のいずれか低い額

**手 続 き** ウィッグ等を購入してから**1年以内**に次のものを持参のうえ、窓口にお越しいただくか、郵送で提出してください。

- ①相模原市がん患者ウィッグ購入費助成金交付申請書
  - ②ウィッグ購入金額の明細がわかる書類（コピー可）
  - ③脱毛の副作用がある抗がん剤治療等を証明する書類（同意書、診療明細書、治療方針計画書、お薬手帳などの抗がん剤等の薬名がわかるもの、コピー可）
  - ④助成対象者以外の方が申請者となる場合は、委任状
- ※他にも必要な書類がある場合もあります。

# 敬老・生きがい

## 敬老事業

窓口 高齢・障害者福祉課 電話 042(769)8354

- 内 容** 市では、多年にわたり地域社会の発展に寄与された高齢者の長寿をお祝いするため、①敬老訪問、②敬老祝賀メッセージ事業、③地区敬老事業への補助を実施しています。
- 対 象** ①各区男女最高齢者  
②今年度に88歳又は100歳の誕生日を迎え、4月1日から引き続き市内に在住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている方  
③地区の公益団体等（地区自治会連合・地区社会福祉協議会・地区民生委員児童員協議会・地区老人クラブ連合会）が実施時期や対象者を決定します。市は、その事業に対して補助金を交付します。
- 手 続 き** 申請等の手続きは不要  
※①及び②については、市からお知らせいたします。  
※③については、地区の敬老事業実施団体からお知らせいたします。

## 老人クラブ（ゆめクラブ相模原）

窓口 市老人クラブ連合会事務局  
（高齢・障害者福祉課内）  
電話 042(769)8354

- 内 容** 市内には現在約200の老人クラブがあり、約10,000人の高齢者の皆さんが、社会活動や趣味・レクリエーションを通じ、健康の増進や仲間づくり・生きがいの高揚を図っています。
- また、各老人クラブによって構成される市老人クラブ連合会が結成されており、主に次のような事業が行われています。
- 芸 能 大 会…踊りや歌など、会員の芸能発表の場として、6月に開催します。
- ペ タ ン ク 大 会…スポーツによる会員相互の交流の機会として、6月に開催します。
- ゲートボール大会…スポーツによる会員相互の交流の機会として、9月に開催します。
- ス ポ ー ツ 大 会…高齢者の運動会として、10月に開催します。
- グラウンド・ゴルフ大会…スポーツによる会員相互の交流の機会として、11月に開催します。

作 品 展…絵・書・短歌など、日頃の趣味活動の発表の機会として、1月下旬に開催します。

囲 碁 大 会…趣味を通じて豊かで楽しい生活が送れることを目的に、2月に開催します。

この他にも年3回の旅行や募金・清掃・友愛訪問などの社会的・福祉的な活動を行っています。

対 象 おおむね60歳以上の市民  
※活動内容や会費はクラブごとに異なります。

手 続 き **【老人クラブへ入りたい方】**

最寄りの老人クラブを紹介します。お問い合わせは市老人クラブ連合会事務局（高齢・障害者福祉課内）へ。

**【老人クラブを作りたい方】**

同一小地域に住んでいる人がおおむね30人以上集まれば結成できます。市老人クラブ連合会に加入することにより、市から運営費などの補助金があります。

## シルバー人材センター

窓口	シルバー人材センター中央事務所	シルバー人材センター	津久井連絡所	
	//	南事務所	//	相模湖連絡所
	//	緑事務所	//	藤野連絡所

内 容 高齢者が経験や能力を生かして、植木のせん定・除草・ふすま張りや障子張り・袋詰め・パンフレットの配布・駐車場の管理・毛筆筆耕や宛名書き・簡易な事務などの仕事を引き受けています。また、日常生活のちょっとした困りごと、1回30分以内でできる簡易な作業をワンコイン（500円）でお受けします。また、センターでは、生きがいのために臨時的・短期的な仕事をしていただく会員の募集をしています。

手 続 き **【仕事の申込み】**

一般家庭、民間事業所、公共団体を問わず電話で下記へお申し込みください。

**【会員の申込み】**

入会できる方は、市内在住の原則60歳以上の健康で働く意欲のある方です（会費として年額1,500円を納めていただきます）。詳しくは下記へお問い合わせください。

中央事務所	中央区富士見4-3-1	電話	042(754)1177
南事務所	南区相模大野8-9-6	電話	042(745)2158
緑事務所	緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所内	電話	042(783)1313
津久井連絡所	緑区中野218-1	電話	042(780)1872
相模湖連絡所	緑区与瀬1183-2	電話	042(684)3126
藤野連絡所	緑区小淵2000 藤野総合事務所内	電話	042(686)6505

## 地域活動支援事業

窓口 高齢・障害者福祉課 電話 042(769)8354

- 内 容 地域で活動したいと考えている方を対象に地域活動のはじめの  
一歩を踏み出すためのイベントなどを開催しています。
- 手 続 き 詳しくは「広報さがみはら」や市ホームページに掲載します。
- 利用者負担 受講料・参加費は無料

## さがみはら・ふれあいハートポイント事業(介護支援ボランティア事業)

窓口 高齢・障害者支援課 電話 042(769)9249

- 内 容 高齢者が地域貢献や社会参加を通じて、生きがいづくりや介護  
予防ができることを目的に、市内の受入協力機関（高齢者福祉  
施設など）で行ったボランティア活動の実績に応じてポイント  
を付与し、年度末に換金することができます。
- 対 象 市内在住の65歳以上の方
- 手 続 き 相模原市社会福祉協議会の実施する説明会または直接窓口で、  
ボランティアの登録をしてください。

## 全国健康福祉祭（ねんりんピック）

窓口 スポーツ推進課 電話 042(769)6140

- 内 容 毎年秋に開催される、60歳以上の方を対象（一部種目を除く）  
とした、全国健康福祉祭に相模原市選手団を派遣しています。  
種目により選考スケジュールが異なりますので、参加希望者  
はお早めにお問い合わせください。

## 学 習 の 機 会

### 市民大学(あじさい大学コース)

窓口 高齢・障害者福祉課 電話 042(769)8354

- 内 容 仲間づくりと生涯の生きがいづくりを継続し、健康・介護予防  
の知識の普及啓発、社会活動を行うきっかけづくり、講座で得  
た知識や技術を地域に還元できるような人材の育成を目的とし  
て、健康・介護予防、生涯スポーツに関する講座を開催しています。



- 対 象 市内在住の15歳以上の方（中学生を除く）
- 手 続 き 詳しくは6月1日及び9月1日発行の「広報さがみはら」に掲載  
します。
- 利用者負担 受講料・教材費負担あり（金額は講座によって異なります）。

### 高齢者教養講座

窓口 湊松園・若竹園

- 会 場 老人福祉センター 湊松園、若竹園
- 対 象 市内在住の60歳以上の方
- 手 続 き 詳しくは「広報さがみはら」に掲載します。
- 利用者負担 受講料は無料。ただし、教材費は自己負担。  
※講座名はテーマによって異なります。

### 高齢者を対象とした教養・健康講座事業等

窓口 新磯ふれあいセンター・東林ふれあいセンター

- 会 場 新磯ふれあいセンター・東林ふれあいセンター
- 対 象 高齢者（一般の方も参加できます）。  
詳しくは「広報さがみはら」に掲載します。
- 利用者負担 参加費負担あり（金額は事業によって異なります）

### 高齢者学級

窓口 各公民館

- 内 容 社会的能力を高めたり、市民生活の中でかかえている様々な問題を学習することで、積極的な生きがいつくりの場となるよう開設  
しています。
- 対 象 原則として市内在住の60歳以上の方
- 手 続 き 募集時にお近くの公民館へ（地域によっては開設していない場  
合がありますので、ご注意ください）。
- 利用者負担 受講料は無料。ただし、内容によって教材費等の実費負担が必要  
となる場合があります。

## 憩いと交流の場

### 老人福祉センター 湫松園

電話 042(761)9291

所在地 緑区大島3339  
交通 【バス】

- ①JR・京王線橋本駅南口から、上大島行「上大島」下車、徒歩10分
- ②コミュニティバスで相模川自然の村行「湫松園前」下車すぐ  
※このほか、定期コースの送迎バスがあります（利用申し込みは事前に湫松園へ）。

対象 60歳以上の方、老人クラブなど  
利用時間 午前9時～午後4時  
休所日 ①毎月第4月曜日（12月を除く）  
②年未年始（12月28日～1月3日）

### 老人福祉センター 若竹園

電話 042(746)4622

所在地 南区若松2-1-38  
交通 【バス】

- ①JR相模原駅南口から、相模大野駅北口行（鵜野森経由）「相模病院入口」下車、徒歩12分
- ②小田急線相模大野駅北口から、北里大学病院行「小沼」下車、徒歩10分

対象 60歳以上の方、老人クラブなど  
利用時間 午前9時～午後4時  
休所日 ①毎月第4月曜日（12月を除く）  
②年未年始（12月28日～1月3日）

### 津久井老人福祉センター

電話 042(780)8269

所在地 緑区中野633-1（津久井中央公民館2階）  
交通 【バス】

JR・京王線橋本駅北口から、三ヶ木行「仲町自治会館前」下車、徒歩3分

対象 市内在住の60歳以上の方、老人クラブなど  
利用時間 午前9時～午後4時  
休所日 ①毎月第4月曜日（設備保守点検日）  
②年未年始（12月28日～1月3日）

## 津久井地域福祉センター

電話 042(784)6239

所在地 緑区太井150-1  
交通 【バス】  
JR・京王線橋本駅北口から、三ヶ木行「太井」下車、徒歩2分  
対象 介護予防事業実施団体、老人クラブなど  
利用時間 午前8時30分～午後5時  
休所日 土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

## あじさい会館

### ●談話室・大和室ほか

電話 042(759)3963

所在地 中央区富士見6-1-20（あじさい会館3階）  
交通 【バス】

- ①JR相模原駅南口から、「市民会館前」または「市役所前」下車
  - ②小田急線相模大野駅北口から、「相模原警察署前」下車、徒歩5分
- ③「南警察署前」で降りないでください。

### ●南分室（高齢者交流室ほか）

電話 042(765)7085

所在地 南区相模大野6-22-1（南保健福祉センター内）  
交通 【電車】  
小田急線相模大野駅北口下車、徒歩10分

### ●緑分室（高齢者交流室ほか）

電話 042(775)1761

所在地 緑区西橋本5-3-21（緑区合同庁舎2階）  
交通 【電車】  
JR・京王線橋本駅南口下車、徒歩10分  
【バス】

JR・京王線橋本駅南口から「緑区合同庁舎前」下車すぐ  
JR・京王線橋本駅北口から「上町」下車、徒歩5分

## 共 通

対象 市内在住の60歳以上の方で構成される団体等  
利用時間 午前9時～午後5時  
休館日 年末年始（12月28日～1月3日）

## 新磯ふれあいセンター(れんげの里あらいそ)

電話 046(255)1311

所在地 南区新戸2268-1

交通 【バス】

小田急線相武台前駅から、磯部行(JR相武台下駅経由)「常福寺」下車  
すぐ

【電車】

JR相武台下駅下車、徒歩10分

対象 高齢者(一般の方も利用できます)

利用時間 個人利用…午前9時～午後6時

団体による専用利用…午前9時～午後10時

休所日 年末年始(12月29日～1月3日)

※設備保守等のため、臨時に休館することがあります。

利用者負担 浴室利用および団体による施設の専用利用は有料となります。

## 東林ふれあいセンター

電話 042(745)7660

所在地 南区東林間1-22-17

交通 【バス】

小田急線相模大野駅北口から、小田急相模原駅行「旭町」下車、  
徒歩6分

【電車】

小田急江ノ島線東林間駅下車、徒歩12分

対象 高齢者(一般の方も利用できます)

利用時間 個人利用…午前9時～午後6時

団体による専用利用…午前9時～午後10時

休所日 ①毎月第2月曜日(ただし、祝日の場合はその翌日)

②年末年始(12月29日～1月3日)

※設備保守等のため、臨時に休館することがあります。

利用者負担 団体による専用利用は有料となります。

## さがみ湖リフレッシュセンター

電話 042(685)3988

所在地 緑区若柳1207-4

交通 【バス】

①JR相模湖駅から、三ヶ木行「内郷診療所前」下車、徒歩2分

②三ヶ木から、相模湖駅行「内郷診療所前」下車、徒歩2分

※いずれも桂橋経由は不可

対象 高齢者（一般の方も利用できます）

利用時間 午前9時～午後10時

休所日 年末年始（12月29日～1月3日）

※設備保守等のため、臨時に休館することがあります。

利用者負担 ふれあいルーム（1・2）、調理実習室等の利用は有料となります。

## 北市民健康文化センター（LCA国際小学校北の丘センター）

電話 042(773)5570

所在地 緑区下九沢2071-1

交通 【バス】

①JR・京王線橋本駅南口から

相模川自然の村行（コミュニティバス）「北の丘センター」下車すぐ  
上溝行（作の口・六地蔵経由）、田名バスターミナル行（榎戸経由）、上大島行（六地蔵経由）で「石宮」・「上中の原団地」下車、徒歩10分

②JR相模原駅南口から

峡の原車庫、相模原協同病院行（大河原経由）「金属工業団地」下車、徒歩10分

対象 一般市民

利用時間 午前9時～午後10時（プール、浴室等の利用時間は異なります）

休所日 年末年始（12月29日～1月3日）

毎月第2火曜日

※設備保守等のため、臨時に休館することがあります。

利用者負担 プール、浴室等一部の施設は有料となります。

所在地 南区麻溝台1872-1  
交通 【バス】

- ①小田急線相模大野駅北口から  
女子美術大学行「総合体育館前」下車、徒歩2分  
北里大学病院・北里大学行終点下車、徒歩15分  
上溝駅行、麻溝車庫行など「友愛病院前」下車、徒歩10分
- ②小田急線小田急相模原駅から  
北里大学病院・北里大学行終点下車、徒歩15分  
相模原駅南口行、麻溝車庫行「友愛病院前」下車、徒歩10分
- ③小田急線相武台前駅から  
北里大学病院・北里大学行、JR相模原駅南口行（北里大学病院・北里大学経由）「総合体育館前」下車、徒歩2分
- ④JR相模原駅南口から  
相武台前駅行（北里大学病院・北里大学経由）「総合体育館前」下車、徒歩2分
- ⑤JR古淵駅から  
女子美術大学行「総合体育館前」下車、徒歩2分
- ⑥JR原当麻駅から  
北里大学病院・北里大学行、相模大野駅北口行「相模原公園前」下車、徒歩15分

対象 一般市民  
利用時間 午前9時～午後10時（プール、浴室等の利用時間は異なります）  
休所日 年末年始（12月29日～1月3日）  
毎月第2月曜日（1月は第3月曜日）  
※設備保守等のため、臨時に休館することがあります。  
利用者負担 プール、浴室等一部の施設は有料となります。

## 施設使用料等の減免

### 【高齢者(65歳以上)に対する施設使用料等の減免について(個人利用)】

施設名	所在地 電話番号	減免対象の内容	施設使用料等の減免 一般 → 高齢者
市民健康文化センター	南区麻溝台1872-1 (電話) 042-747-3776	プール(2時間)	700円 → 350円
		浴室(1回)	330円 → 160円
北市民健康文化センター (LCA国際小学校北の丘センター)	緑区下九沢2071-1 (電話) 042-773-5570	プール(2時間)	850円 → 420円
		浴室(1回)	330円 → 160円
相模原市民ギャラリー	中央区相模原1-1-3セオ相模原4階 (電話) 042-776-1262	主催事業の観覧料(有料の場合)	観覧料(展覧会により異なる)の半額
西青山地域センター	緑区青山3184-1 (電話) 042-780-5133	浴室(1回)	330円 → 160円
あじさい会館	中央区富士見6-1-20 (電話) 042-759-3963	大和室・第1和室・談話室等を無料で利用いただけます。 (おおむね60歳以上の方)	
けやき体育館	中央区富士見6-6-23 (電話) 042-753-9030	体育室及び機能訓練室(個人利用日に限る。) (午前、午後、夜間の時間区分ごと)	200円 → 100円
サン・エールさがみはら (勤労者総合福祉センター)	緑区西橋本5-4-20 (電話) 042-775-5665	多目的室(卓球) (午前、午後、夜間の時間区分ごと)	200円 → 100円
		トレーニング室(1回)	200円 → 100円
新磯ふれあいセンター	南区新戸2268-1 (電話) 046-255-1311	浴室(1回)	260円 → 130円
相模川ふれあい科学館 アクアリウムさがみはら	中央区水郷田名1-5-1 (電話) 042-762-2110	観覧料	450円 → 220円
相模原ギオンアリーナ (総合体育館)	南区麻溝台2284-1 (電話) 042-748-1781	バドミントン、卓球等の利用 (午前、午後、夜間の時間区分ごと)	430円 → 210円
		弓道場 (午前、午後、夜間の時間区分ごと)	290円 → 140円
		トレーニング室(1回)	400円 → 200円
		ジョギングコースは無料です。	/
ほねごりアリーナ (北総合体育館)	緑区下九沢2368-1 (電話) 042-763-7711	バドミントン、卓球、弓道等の利用 (午前、午後、夜間の時間区分ごと)	400円 → 200円
		トレーニング室(1回)	400円 → 200円
		ジョギングコースは無料です。	/
銀河アリーナ	中央区弥栄3-1-6 (電話) 042-776-5311	アイススケート場(1回)	1,000円 → 500円
		貸靴料	500円(高齢者の減免はありません。)
		トレーニング室(1回)	400円 → 200円
相模原ギオンスタジアム (相模原麻溝公園競技場)	南区下溝4169 (電話) 042-777-6088	競技場(陸上)	410円 → 200円
相模原ギオンフィールド (相模原麻溝公園第2競技場)	南区下溝4169 (電話) 042-777-6088	競技場(陸上)	410円 → 200円
小山公園ニュースポーツ広場	中央区小山4-1 (電話) 042-700-0801	3on3バスケットボールエリア等の 入場料および照明使用料(1回)	入場料 280円 → 140円 照明使用料 200円 → 100円
サーティーフォー相模原球場 (相模原球場)	中央区弥栄3-1-6 (電話) 042-753-6930	体育室(1回)	200円 → 100円
さがみはらグリーンプール (総合水泳場)	中央区横山5-11-1 (電話) 042-758-3151	プール(1回)	700円 → 350円
		トレーニング室(1回)	400円 → 200円
小倉プール	緑区小倉1 (電話) 042-782-1122	プール(1回) 利用期間: 7/1 ~ 8/31	650円 → 320円
古淵鶴野森公園 屋外水泳プール	南区鶴野森1-25-1 (電話) 042-747-4641	プール(2時間) 利用期間: 7/1 ~ 9/10	280円 → 140円
小原プール	緑区小原697-3 (電話) 042-684-3257	プール(1回) 利用期間: 8/8 ~ 8/11、8/15 ~ 8/18	160円 → 80円
ふじのマレットゴルフ場	緑区吉野1010-1 (電話) 042-687-5700	マレットゴルフ場(1回)	200円 → 100円
		用具の貸出代(1式)	200円 → 100円
博物館	中央区高根3-1-15 (電話) 042-750-8030	プラネタリウム	500円 → 250円

※窓口等で年齢を確認できる書類等の提示が必要な場合がありますので各施設にご確認ください。

※障害者手帳等を提示すると、別途優遇される場合がありますので各施設にご確認ください。

※令和6年10月以降に施設使用料等が改定される場合がありますので各施設にご確認ください。

# 住宅・税金・年金

## 住 宅

### 高齢者向けの市営・県営住宅

窓口 住宅課(市営住宅)

電話 042(769)8256

(一社)かながわ土地建物保全協会(県営住宅)

電話 045(201)3673

内 容 市営・県営住宅には、一般世帯向け住宅のほか、次の高齢者向けの住宅があります。

詳しくは、窓口へ、お問い合わせください。

対 象 高齢者向け住宅

住宅の種類	申し込める方	設置の有無	
		市営	県営
高齢者向け住宅 〔シルバーハウジング※〕	65歳以上の単身または65歳以上の方等からなる2人世帯	○	
単身者向け住宅	60歳以上の配偶者のいない方	○	
高齢単身者向け住宅	60歳以上の配偶者のいない方		○
老人世帯向け住宅	60歳以上の方等で構成される世帯	○	

※シルバーハウジングとは、安全かつ快適な生活を営むことができるよう緊急通報装置が設置され、生活援助員が派遣されている住宅です。

市営・県営住宅入居申込の主な条件は次のとおりです。

- ①市営住宅は市内に1年以上お住まいであること
- ②世帯の収入が基準以内であること（世帯により基準が異なります）
- ③申込者または同居者が暴力団員でないこと
- ④税金等の滞納がないこと
- ⑤住宅をお持ちでないこと

\*市営・県営住宅ともに、高齢者世帯向け住宅以外の一般世帯向け住宅への申込みもできます。

手 続 き 春と秋の年2回「広報さがみはら」「県のたより」で募集のお知らせをします。



## セーフティネット住宅

窓口 住宅課 電話 042(769)9817

**内 容** 法律に基づき、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として、一定の基準を満たし、登録された民間賃貸住宅を「セーフティネット住宅」といいます。セーフティネット住宅の情報については、「セーフティネット住宅情報提供システム（URL：<https://www.safetynet-jutaku.jp>）」から閲覧することができます。

**登録住宅の主な基準**

- ・ 1戸あたりの床面積が原則16平方メートル以上であること（シェアハウスは別基準）
- ・ 耐震性を有すること
- ・ 台所、便所、収納設備、洗面設備、浴室またはシャワー室を備えていること
- ・ 家賃が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しないこと など

## あんしん賃貸支援事業

窓口 住宅課 電話 042(769)9817

**内 容** 高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居をサポートする神奈川県居住支援協議会の事業です。家賃や所在地などの情報については、「かながわあんしん賃貸住宅検索システム（URL：<http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/bukken/index.html>）」から閲覧することができます。また、住まい探しをお手伝いいただける「協力不動産店」を探すこともできます。

**対 象** 高齢者世帯、障害者世帯、外国人世帯、子育て世帯であって、民間賃貸住宅の家賃を安定して支払うことができ、地域社会の中で自立した日常生活を営むことができる方です。

## 高齢者住まい探し相談会

**内 容** 高齢者の住まい探しに関する不安の解消や、円滑な住まい探しを支援するため、身近な場所で住まい探しの専門家による無料相談会を行います。

※具体的にお部屋をご紹介するものではありません。

開催日	区	場 所
令和6年 5月10日(金)	南	ボーン相模大野サウスモール ユニコムプラザさがみはら ミーティングルーム5
7月12日(金)	緑	ソレイユさがみ セミナールーム3
9月13日(金)	中央	産業会館 小研修室
11月 8日(金)	南	ボーン相模大野サウスモール ユニコムプラザさがみはら ミーティングルーム5
令和7年 1月10日(金)	緑	ソレイユさがみ セミナールーム3
3月14日(金)	中央	産業会館 小研修室

**申込方法** 事前に電話での予約が必要となりますので、下記電話番号にお申込みください。

※申込順・1組30分程度・各回5組まで

**手 続 き** 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会  
(TEL 045-664-6896) までお問い合わせください。

## 生活福祉資金(住宅資金)貸付け

窓口 社会福祉協議会 電話 042(756)5034  
緑 区 事 務 所 電話 042(775)8601  
南 区 事 務 所 電話 042(765)7065

**内 容** 住宅の増改築・補修等に必要な資金の貸付相談に応じます。

世帯状況	貸付限度額	償還期間	利 率
低所得世帯	2,500,000円	7年以内	連帯保証人を立てた場合 無利子 連帯保証人を立てられない場合 年1.5%
高齢者世帯			
障害者世帯			

**対 象** ほかからの資金の借入れが困難で日常生活上介護の必要な高齢者(おおむね65歳以上)または障害者のいる世帯、低所得世帯で返済可能な世帯  
収入基準および審査があります。

**手 続 き** 詳しくは、社会福祉協議会または各事務所までお問い合わせください。

# 税 金

## 税 額 の 算 出 方 法

窓口 市民税課 電話 042(769)8221

所得税・住民税(市民税、県民税)は、下記①～③の順序で税額を算出します。その税額算出の中で高齢者にかかわりの深い制度として、「公的年金等控除」、「所得控除」等があります。

- ①  $\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$
- ②  $\text{所得金額} - \text{所得控除額} = \text{課税所得金額(課税標準額)}$  (千円未満の端数切捨)

### ③ 【所得税】

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得税額}$$

$$\text{所得税額} \times 2.1\% = \text{復興特別所得税額} ※$$

※平成25年分から令和19年分までの所得税額に、復興特別所得税額が上乗せされます。

$$\text{所得税額} + \text{復興特別所得税額} = \text{税額} \text{ (百円未満の端数切捨)}$$

### 【市民税】

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率(8\%)} - \text{税額控除} + \text{均等割額(3,000円)} ※ = \text{税額} \text{ (百円未満の端数切捨)}$$

### 【県民税】

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率(2.025\%)} ※ - \text{税額控除} + \text{均等割額(1,300円)} ※ = \text{税額} \text{ (百円未満の端数切捨)}$$

※平成19年度から令和8年度まで超過課税(水源環境保全のため)が県民税に上乗せされます。また、令和6年度から国税である森林環境税が市民税・県民税均等割と併せて1,000円徴収されます。

## 公 的 年 金 等 控 除

窓口 市民税課 電話 042(769)8221

税額の算出に当たっては、上記①のように、収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を算出します。公的年金等所得については、収入から差し引くものは、必要経費ではなく、「公的年金等控除額」を差し引くこととなっています。なお、公的年金等控除額の算出については、次の表のようになっています。

受給者年齢	公的年金等の 収入金額合計 (★)	公的年金等の控除額		
		公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳未満 (昭和34.1.2) 以後に出生	130万円未満	60万円	50万円	40万円
	130万円以上 410万円未満	(★) × 25% + 27万5,000円	(★) × 25% + 17万5,000円	(★) × 25% + 7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	(★) × 15% + 68万5,000円	(★) × 15% + 58万5,000円	(★) × 15% + 48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(★) × 5% + 145万5,000円	(★) × 5% + 135万5,000円	(★) × 5% + 125万5,000円
	1,000万円以上	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円
65歳以上 (昭和34.1.1) 以前に出生	330万円未満	110万円	100万円	90万円
	330万円以上 410万円未満	(★) × 25% + 27万5,000円	(★) × 25% + 17万5,000円	(★) × 25% + 7万5,000円
	410万円以上 770万円未満	(★) × 15% + 68万5,000円	(★) × 15% + 58万5,000円	(★) × 15% + 48万5,000円
	770万円以上 1,000万円未満	(★) × 5% + 145万5,000円	(★) × 5% + 135万5,000円	(★) × 5% + 125万5,000円
	1000万円以上	195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

## 所得控除

納税義務者の実情に応じた税負担を求めるために、納税義務者に配偶者や扶養親族がいるかどうか、また、病気などによる医療費等の出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮して、所得から控除を行います。このような控除を総称して所得控除といいます。

### ○扶養控除等

控除の種類		要件	控除額	
			所得税	住民税
配偶者控除 (注①)	控除対象配偶者	扶養されている配偶者が70歳未満の人(注②、③)	38万円	33万円
	老人控除対象配偶者	扶養されている配偶者が70歳以上の人(注②、③)	48万円	38万円
扶養親族	(1)年少扶養親族	扶養されている親族が16歳未満の人(注③)	0万円	0万円
	(2)一般の扶養親族	扶養されている親族が16歳以上でかつ(3)～(5)に該当しない人(注③)	38万円	33万円
	(3)老人扶養親族	扶養されている親族が70歳以上の人(注②、③)	48万円	38万円
	(4)同居老親等扶養親族	扶養されている親族が70歳以上かつ同居している直系尊属の人(注②、③)	58万円	45万円
	(5)特定扶養親族	扶養されている親族が19歳以上23歳未満の人(注③)	63万円	45万円
障害者控除	障害者	納税者本人または同一生計配偶者・扶養親族が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている場合等(注④)	27万円	26万円
	特別障害者	障害者のうち、身体障害者手帳に1または2級、療育手帳にA、精神障害者保健福祉手帳に1級と記載されている場合等(注④)	40万円	30万円
	同居特別障害者	特別障害者該当の人が同居の同一生計配偶者・扶養親族の場合	75万円	53万円

注①扶養している納税義務者の合計所得が900万円を超えると控除額が減少し、1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用はなくなります。

注②令和6年度は昭和29年1月1日以前に生まれた人を70歳以上とします。

注③扶養されている人の前年の合計所得金額が48万円以下

- ・ 給与所得者の場合…収入が103万円以下
- ・ 65歳未満の年金所得者の場合…収入が108万円以下
- ・ 65歳以上の年金所得者の場合…収入が158万円以下

注④これらの手帳の交付を受けていない人でも、65歳以上でかつ身体の状態や認知の度合いが、身体障害者手帳や療育手帳を交付される人と同じ程度であると判断される人は、障害者控除の対象となる場合があります。詳しくは各高齢・障害者相談課、城山・相模湖・藤野の各福祉相談センターへお問い合わせください。

※扶養控除等の他に、社会保険料(国民健康保険税、介護保険料など)、生命

保険料、地震保険料なども所得から控除を行います。

※寡婦(夫と死別、離婚し、一定の条件にあてはまる人)やひとり親(婚姻歴や性別にかかわらず、生計を一にする子がいる単身者で一定の条件にあてはまる人)に該当する人は寡婦控除またはひとり親控除が受けられます。

## ○医療費控除

納税者本人や納税者本人と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費がある場合に、次の計算式により算出した金額を控除額とします。

(控除限度額:200万円)

$$\text{控除額} = \{(\text{医療費支払額}) - (\text{保険金等で補てんされる金額})\} - \left[ \begin{array}{l} 10万円と総所得 \\ \text{金額等の5\%の} \\ \text{いずれか少ない} \\ \text{金額} \end{array} \right]$$

※医療費控除を受ける場合は、「医療費控除の明細書」をご自身で作成し、申告書と一緒に提出する必要があります。なお、領収書は自宅で5年間保管してください。

### おむつ代の医療費控除

ねたきりの高齢者の治療・介護に必要なおむつの費用は、医療費控除の対象となる場合があります。

おむつ代の医療費控除を初めて申告する場合は、医療機関が発行した「おむつ使用証明書」による証明が必要です。「おむつ使用証明書」の用紙は市民税課(電話042-769-8221)で配架しています。また、市民税課で配架している用紙は、国税庁ホームページからダウンロードすることも可能です。

《国税庁ホームページ内の該当ページ》

ページ：「おむつに係る費用の医療費控除の取扱い（「おむつ使用証明書」の様式の変更等）について」の「別添2」

URL：<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/shotoku/shinkoku/010703/01.htm>



※なお、おむつ代について、医療費控除の申告が2年目以降であり、おむつを使用した人が要介護認定を受けていて、相模原市が医師の証明に代わる内容（尿失禁があるかと一定以上のねたきり状態であるか）を確認できる場合は、上記の「おむつ使用証明書」の代わりに「おむつ代の医療費控除に係る確認書」を市で発行することができます。この確認書の発行を希望する場合は、発行要件を満たすかを介護保険課認定班(電話042-769-8342)に確認してください。

## 介護保険と医療費控除

下記の介護保険サービス利用料についても、医療費控除の対象となります。  
 指定居宅介護サービス事業者等が発行する領収書に記載されている、医療費控除対象金額のみに適用できます。

対象になるサービス		負担額 (1割から3割 のいずれか)	居住 (滞在)費	食費
居宅 ※①	医療系 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合)、複合型サービス(医療系サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))	○	/	/
	通所リハビリテーション	○	/	○
	短期入所療養介護	○	○	○
	福祉系 ※② 訪問介護(生活援助中心型を除く)、訪問入浴介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合と連携型事業所の場合)、複合型サービス(医療系サービスを含まない組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除く))、総合事業の訪問型サービス※③	○	/	/
	通所介護、認知症対応型通所介護、地域密着型通所介護、総合事業の通所型サービス※③	○	/	×
	短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護	○	×	×
施設	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	△	△	△
	地域密着型介護老人福祉施設	△	△	△
	介護老人保健施設、介護医療院	○	○	○

(○=対象、△=2分の1対象、×=対象外)

※①要支援1・2の人が利用する介護予防サービスを含む

※②ケアプランに基づき、医療サービスと併せて利用する場合のみ対象

※③介護予防訪問介護か介護予防通所介護に相当するサービス(現行相当)に限る

### ・介護福祉士等による喀痰吸引等の対価について

福祉系サービス(医療系サービスとあわせて利用しない場合)、または訪問介護(生活援助中心型)、認知症対応型共同生活介護(介護予防含む)、特定施設入居者生活介護(介護予防含む)、地域密着型特定施設入居者生活介護において行われる介護福祉士等による喀痰吸引等については、自己負担額の10分の1がその対価として医療費控除の対象となります。

### お問い合わせ

- 所得税 相模原税務署 電話 042(756)8211 (代表)
- 住民税(市民税・県民税) 市民税課 電話 042(769)8221 (直通)

# 年 金

## 老 齡 基 礎 年 金

窓口 国保年金課 電話 042(769)8228

**内 容** 老齡基礎年金は、保険料を納めた期間（保険料免除期間等を含む）が10年以上ある人が、65歳に達したときに受けられる年金です。  
**受給資格** 次の①～⑥に掲げる期間を合算して、原則として10年以上になることが必要です。

- ①国民年金の保険料を納めた期間
- ②国民年金の保険料の免除を受けた期間
- ③納付猶予や学生納付特例を受けた期間
- ④合算対象期間(任意加入できる人が加入しなかった期間等)
- ⑤昭和36年4月以降の厚生年金の被保険者期間または共済組合の組合員期間
- ⑥第3号被保険者であった期間

**請求手続き** 加入していた年金制度により請求先は次のようになります。すべての年金は、受けられる資格があっても本人の請求がなければ支給されませんので、忘れずに請求しましょう。

○国民年金にのみ加入していた人

①第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの場合

→国保年金課、緑区役所区民課、南区役所区民課、各まちづくりセンター（橋本・中央6地区・大野南を除く）・各出張所へ

②第3号被保険者期間を含む場合

→相模原年金事務所またはねんきんサテライト相模原中央、街角の年金相談センター相模大野へ

○厚生年金、共済年金に加入していた期間がある人

→加入していた共済組合、または相模原年金事務所、ねんきんサテライト相模原中央、街角の年金相談センター相模大野へ

※2つ以上の制度に加入していた人は、あらかじめ年金事務所に、お問い合わせください。

**相模原年金事務所**

電話 042(745)8101(代)

**ねんきんサテライト相模原中央**

お電話による年金相談は受け付けていません。

**ねんきんダイヤル**

電話 0570(05)1165

※050で始まる電話でおかけになる場合は

電話 03(6700)1165

**予約受付専用電話**

電話 0570(05)4890

※050で始まる電話でおかけになる場合は

電話 03(6631)7521



## 【受給開始年齢の特例（繰上げ・繰下げ）】

老齢基礎年金の受給開始年齢は原則 65 歳ですが、本人の希望により 60 歳から 65 歳になる前に繰上げて受給（繰上げ請求）したり、66 歳から 75 歳（※）になる月までの間に繰下げて受給（繰下げ請求）することができます。

繰上げ(繰下げ)をした場合、月数に応じた月単位で率に変更になります。いったん繰上げ・繰下げ請求をすると一生同じ割合で、減額または増額された率の年金を受けることとなります。

また、付加年金も同じ割合で減額または増額されます。

	年齢	受 給 率	
		昭和37年4月1日以前生まれの人	昭和37年4月2日以降生まれの人
繰上げ受給	60歳	70.0%	76.0%
	61歳	76.0%	80.8%
	62歳	82.0%	85.6%
	63歳	88.0%	90.4%
	64歳	94.0%	95.2%
	65歳	100.0%	
繰下げ受給	66歳	108.4%	
	67歳	116.8%	
	68歳	125.2%	
	69歳	133.6%	
	70歳	142.0%	
	71歳	150.4%	
	72歳	158.8%	
	73歳	167.2%	
	74歳	175.6%	
	75歳	184.0%	

※昭和27年4月2日以降に生まれた人が、令和4年4月以降に繰下げ受給の請求をする場合は、希望すれば75歳に到達した月まで増額されます。

# 社会福祉協議会

## 相模原市社会福祉協議会（市社協）は

地域住民の皆様やボランティア、福祉関係諸団体等とともに「みんなで支えあい 地域の力が育む 人にやさしいまち さがみはら」の実現を目指す民間の福祉団体です。在宅福祉サービスの提供やボランティア活動の促進、福祉情報の発信など、様々な事業を行っています。

### 高齢者のための福祉サービス

#### ○「家事を手伝ってほしい」

→ ふれあいサービス（有料の住民参加型家事援助サービス）

高齢や障害、傷病などで買物や掃除、通院の付添いなど、日常生活でお困りの世帯に、市民の参加と協力により、会員方式で有料家事援助サービスを提供します。

- 年会費 1,500円（年度ごと）
- 利用料

利用日	利用時間	《基本時間》 午前9時～午後5時	《超過時間》 午前7時～午前9時 午後5時～午後7時
	月～金曜日		30分 450円
土・日曜日・祝日および年末年始		30分 500円	30分 500円

#### ○「介護している認知症高齢者等を一時的に介護してほしい」

→ ふれあいデイホーム

家族の方が、様々な用事で介護できない時などに、障害のある方や認知症の方をデイホーム（南保健福祉センター内）で一時的に介護いたします。

利用料金：4時間以内 500円 / 4時間を超える場合 1,000円

#### ○福祉用具の貸出し

窓口 福祉推進課（市社協） 城山地域事務所（市社協）  
緑区事務所（市社協） 津久井地域事務所（市社協）  
南区事務所（市社協） 相模湖地域事務所（市社協）  
藤野地域事務所（市社協）

内 容 外出時の移動補助や制度利用を開始するまでのつなぎ等のため、車椅子（2週間以内）・松葉杖（2か月以内）の福祉用具の無料貸出しを行っています。

対 象 福祉用具を必要とする市民

手 続 き 事務所ごとに開所日が異なりますので、あらかじめお問い合わせください。

## その他のサービス

### いろいろな相談事業

- 「何か自分にできることをやってみたい」「ボランティアを紹介してほしい」

#### → ボランティアセンターの運営

ボランティア登録制度「いるかバンク」や地域で活動しているグループの紹介、福祉イベントや子どもの居場所づくりなど参加の機会をご案内しています。ボランティアセミナー（入門講座）等も随時開催しています。

また、高齢者や障害のある方、ご家族等の相談に応じ、手芸や囲碁・将棋などの創作や趣味をともに楽しむお相手、傾聴や通院・外出の付添いなどのボランティアを紹介しています。

- 「生活費の相談をしたい」 → 生活福祉資金

ほかからの融資が困難な低所得世帯の方が一時的に生活に困ったときや、高齢者で不動産を担保とする生活費の貸付けを希望する場合など、ご相談ください。貸付けに関しては、審査があり、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

### 福祉情報の提供

- 身近な福祉情報をお届けします

福祉サービス、各種講座、ボランティア関連などの情報をお知らせします。

- 広報紙社協さがみはら「みんないいひと」の発行

※点字版・録音版も発行しています。

- ホームページ <http://www.sagamiharashishakyo.or.jp/>

- ブログ <http://nikomarunoheya.blog.fc2.com/>

- X（エックス） [https://twitter.com/nikomaru\\_sagami/](https://twitter.com/nikomaru_sagami/)

- Instagram（インスタグラム）[https://www.instagram.com/sagamiharashi\\_shakyo/](https://www.instagram.com/sagamiharashi_shakyo/)

- 電光掲示板付自販機 文字情報を表示する自販機を市内各所に設置

### 地域での福祉活動

- 「話し相手や仲間がほしい」 → ふれあい・いきいきサロン（高齢者対象）

「ふれあい・いきいきサロン」は、地域のボランティアなどが運営する身近な交流・仲間づくりの場です。月に1回程度おしゃべりやレクリエーションを楽しみ、孤独感・孤立感の解消や閉じこもりの予防をしています。また、情報交換や困りごとの相談、専門家からの情報提供などが行われています。このほか、子育て中の親子や障害者対象のサロンもあります。

お問い合わせは、市社協またはお近くの地区社協へ。

## 地域福祉の推進役！地区社会福祉協議会

地区社会福祉協議会（地区社協）は、まちづくりセンターや公民館等の区域を単位として自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア団体、福祉事業者等地域の福祉に取り組む諸団体の協議体として22地区で組織されています。様々な地域住民団体や福祉事業者が連携して、地域の福祉課題に取り組むために知恵と力を結集し、福祉の理解に向けた啓発や事業の実施、さらに、地域で活動する福祉団体の支援を行っています。地区社協は、正に身近な地域の助けあい、支えあいの推進役です。市社協は、地域福祉の推進役である地区社協の活動が活発になるよう支援を行っています。

### 【地区社会福祉協議会の事務局】

地区名	所在地	連絡先
橋 本	緑区西橋本5-3-21 緑区合同庁舎 2階	042-775-8602
大 沢	緑区大島1776-5 大沢まちづくりセンター内	042-713-1554
城 山	緑区久保沢1-3-1 城山総合事務所第1別館 3階	042-783-1212
津 久 井	緑区中野633 津久井総合事務所 3階	042-784-3393
相 模 湖	緑区与瀬896 相模湖総合事務所 3階	042-649-0202
藤 野	緑区小淵2000 藤野総合事務所 3階	042-687-3361
小 山	中央区向陽町8-1 小山公民館内	042-755-0350
清 新	中央区清新3-16-1 清新公民館内	042-755-0055
横 山	中央区横山台1-20-10 横山公民館内	042-756-7711
中 央	中央区富士見2-13-1 中央公民館内	042-758-0130
星 が 丘	中央区星が丘3-1-38 星が丘公民館内	042-755-9955
光 が 丘	中央区並木4-7-9 光が丘公民館内	042-707-1332
大 野 北	中央区鹿沼台1-10-20 大野北まちづくりセンター内	042-861-4512
田 名	中央区田名4834 田名まちづくりセンター内	042-713-3690
上 溝	中央区上溝7-7-17 上溝まちづくりセンター内	042-703-9390
大 野 中	南区古淵3-21-1 大野中まちづくりセンター内	042-705-5105
大 野 南	南区相模大野5-31-1 南区役所 4階 地域振興課内	042-749-2056
麻 溝	南区下溝594-6 麻溝まちづくりセンター内	042-778-2381
新 磯	南区磯部916-3 新磯まちづくりセンター内	046-244-3733
相 模 台	南区相模台1-13-5 相模台まちづくりセンター内	042-705-1422
相 武 台	南区新磯野4-1-3 相武台まちづくりセンター内	046-204-8010
東 林	南区相南1-10-10 東林まちづくりセンター内	042-705-3315

## お問い合わせ先

### 社会福祉法人 相模原市社会福祉協議会

〒252-0236 相模原市中央区富士見6丁目1番20号(あじさい会館内)

電話 042-730-3888 <http://www.sagamiharashishakyo.or.jp>  
FAX 042-759-4382 Eメール [info@sagamiharashishakyo.or.jp](mailto:info@sagamiharashishakyo.or.jp)  
月～金曜日:午前8:30～午後5:15(祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は、休み)

総務課(あじさい会館4階)  
電話 042-730-3888 FAX 042-759-4382

福祉推進課(あじさい会館2階)  
ふれあいサービスセンター  
電話 042-756-5098 FAX 042-759-4382  
中央ボランティアセンター  
電話 042-786-6181 FAX 042-786-6182  
月～金曜日 午前9:00～午後7:00 土曜日 午前9:00～午後5:00

さがみはら成年後見・あんしんセンター(あじさい会館2階)  
電話 042-756-5034 FAX 042-759-4382

緑区事務所(緑区合同庁舎2階)  
〒252-0131 緑区西橋本5丁目3番21号  
電話 042-775-8601 FAX 042-774-7160  
緑ボランティアセンター  
電話 042-775-1761 FAX 042-774-7160  
月～金曜日 午前9:00～午後7:00 土・日・祝日 午前9:00～午後5:00

南区事務所(南保健福祉センター1階)  
〒252-0303 南区相模大野6丁目22番1号  
電話 042-765-7065 FAX 042-748-4419  
南ボランティアセンター  
電話 042-765-7085 FAX 042-748-4419  
月～金曜日 午前9:00～午後7:00 土・日・祝日 午前9:00～午後5:00  
ふれあいデイホーム  
電話 042-765-2186 FAX 042-765-2186

城山地域事務所(城山総合事務所第1別館3階)  
〒252-5192 緑区久保沢1丁目3番1号  
電話 042-783-1212 FAX 042-782-4050

津久井地域事務所(津久井総合事務所3階)  
〒252-5172 緑区中野633番地  
電話 042-784-3393 FAX 042-784-6142

相模湖地域事務所(相模湖総合事務所3階)  
〒252-5162 緑区与瀬896番地  
電話 042-649-0202 FAX 042-649-0200

藤野地域事務所(藤野総合事務所3階)  
〒252-5152 緑区小淵2000番地  
電話 042-687-3361 FAX 042-687-4049

# トピックス・資料

## 悪質な商法にご注意を！

～こんな言葉や出来事に気をつけて！～

消費生活総合センター  
イラスト：©KANAGAWA2013

必ず儲かります！元本も保証します！

〇億円があなただけに当選しました！



メール・はがきで身に覚えのない請求が届いた！



無料で床下を点検します！



不要なものをなんでも買い取ります！

無料で屋根を修理します！

あやしい！と少しでも感じたら、消費生活センターへご相談を！！

消費生活総合センター 電話 042-775-1770

または市外局番なしで <sup>いやや</sup>188

緑区橋本6-2-1 シティ・プラザはしもと内（イオン橋本店6階）

相談時間：月～金 午前9時～午後4時 ※第2・第4金曜日は午後6時まで  
土・日・祝日 午前9時～正午、午後1時～午後4時  
※年末年始（12/29～1/3）を除く  
※中央区・南区の市民相談室からインターネット回線を通したオンライン  
面談も可能です。（平日のみ、要予約）



## 特殊詐欺にご注意を！

交通・地域安全課  
電話 042(769)8229

『お金』を要求する

『ATM』に誘いだす

『カード』を預かる

『電話』は『詐欺』



騙される前に警察や家族等に相談しましょう！

犯人は「証拠となる声を録音されることを嫌う」傾向があります。  
常に留守番電話にしておくことや、迷惑電話防止機器の設置が効果的です。  
市では、迷惑電話防止機能付き電話機などの購入費の補助を行っています。  
詳しくは、交通地域安全課（042-769-8229）にご連絡ください。

※被害者は特殊詐欺のことを知っていても、犯人の話に騙され被害に遭っています。

## 運転免許証の返納についても検討を！

ブレーキとアクセルの踏み間違いや、信号機の見落としなど、身体機能の変化による誤った運転操作で、高齢ドライバーによる重大な交通事故が増えています。

下記の運転に必要な能力は、誰でも年齢を重ねることで、確実に変化していきます。

- 動体視力、色覚などの視覚機能等の「認知能力」
- 交通状況を素早く的確に判断する「適応判断能力」
- 必要な動作・操作を瞬時に選択・実行する「反応能力」



運転に不安を感じるようになったら、家族等に運転免許証の返納について相談しましょう。県警察「安全運転相談ダイヤル #8080」へご相談を！！

## 災害時の避難情報について

危機管理課

災害の危険が迫って避難が必要になった場合には、次の避難情報が発令されます。各情報に応じた避難行動を取るとともに、身の危険を感じた時は早め早めに避難しましょう。

警戒レベル	避難情報	発令時の状況	市民等が取るべき行動
5	緊急安全確保	災害発生または切迫している状況	命の危険があることから直ちに安全を確保（緊急安全確保（※1））する必要があります。
4	避難指示	災害のおそれが高い状況	<b>危険な場所から全員避難する必要があります。</b>
3	高齢者等避難	災害のおそれがある状況	立退き避難（※2）を基本に、高齢者等は危険な場所から避難する必要があります。洪水等に対しては、ハザードマップなどで確認のうえ、屋内で自らの安全を確保（屋内安全確保（※3））することも有効です。

- ※1 緊急安全確保：安全に立退き避難ができない場合に、身の安全を可能な限り確保するため、今いる場所よりもより安全な場所に直ちに移動すること。
- ※2 立退き避難：自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあるため、その場を離れ安全な場所に移動する避難行動。
- ※3 屋内安全確保：ハザードマップ等で自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まることにより、身の安全を確保することが可能な場合の避難行動。

## 防災情報の確認方法について

ひばり放送で発信する防災情報等の内容については、次の方法で確認できます。

- 1 テレビ神奈川（tvk）のデータ放送（放送日当日）  
確認方法 ①テレビ神奈川（3CH）にチャンネルを合わせます。  
②リモコンの[データ]ボタンを押しデータ放送を表示します。
- 2 ひばり放送テレホンサービス  
電話番号 050（1807）3388 ※通話料金が発生します。
- 3 防災メール  
登録方法 ①右の二次元コードを読み取るとメールアドレスが表示されます。  
②表示されたメールアドレスに空メールを送付します。  
③返信されたメールに記載のURLから登録ページに進み地域などの設定をします。



一部の携帯電話ではご利用できません。

お問い合わせ先 危機管理局 危機管理課 042-707-7044

# 119番通報サービス

火災や救急などの際、携帯電話やパソコン、FAXを使用して、音声によらない119番通報をすることができます。

## ①メール119

携帯電話やパソコンのEメールを利用して「火災」や「救急」などの緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができます。

※ご利用を希望される方は事前登録が必要です。

詳細はこちら  
(市ホームページ)



メール119

## ②FAX119

FAXを利用して「火災」や「救急」などの緊急通報を行い、消防車や救急車の要請ができます。

利用方法：1. ご自宅などのFAXを使用します  
2. 必須項目を記載した用紙をセット  
3. 『119』をダイヤルし送信してください

### 必須項目

- ①災害場所  
(住所、目標物)
- ②通報者の氏名、  
FAX番号
- ③何が起きたのか  
(火災?救急?)
- ④災害の内容  
(何が燃えているのか)  
(どこが痛いのか)

詳細はこちら  
(市ホームページ)



FAX119

## ③NET119

スマートフォン等の携帯端末から画面をタップしていく簡単な操作で「火災」や「救急」などの災害情報や通報場所を伝え、消防車や救急車の要請ができます。

※ご利用を希望される方は事前登録が必要です。

詳細はこちら  
(市ホームページ)



NET119

## ご利用いただける方

音声による119番通報が困難な方



消防局警防部指令課

住 所：相模原市中央区中央2-2-15 消防指令センター 2階

電 話：042 (751) 9111

F A X：042 (751) 9284



## 「住宅用火災警報器」の設置・交換をしましょう

大切な命を守るため、消防法および火災予防条例により、全ての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

住宅用火災警報器が適切に機能するためには維持管理が大切です。「いざ」というときにきちんと作動するよう、日頃からの点検と設置から10年が経過した住宅用火災警報器の交換を推奨しています。

### 「住宅用火災警報器」の設置場所は？

寝室、階段（2階に寝室がある場合等）、台所です。



住宅用火災警報器

### 「住宅用火災警報器」の取扱店は？

防災用品の取扱店、電気店、ホームセンターなどで取り扱っています。

### 悪質訪問販売に注意しましょう

訪問販売で、「設置しないと罰せられる」などと言って購入や設置を強要し、高額な代金を要求されるという事例が発生しています。

少しでもおかしいと思ったら、その場ではっきりと断りましょう。

### 10年経ったら交換をしましょう

住宅用火災警報器は、点検のための「ひも」や「ボタン」で、正しく作動するか点検をしましょう。

また、設置から10年が経過すると電池切れや機器の劣化などで正常に作動しない場合があります。このため、設置から10年が経過した住宅用火災警報器は、機器本体を交換しましょう。

お問い合わせ先

- ・ 消防局予防課 … 042-751-9117  
(土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く8:30～17:15)
- ・ 相模原消防署 … 042-751-0119 ・ 南消防署 … 042-744-0119
- ・ 北消防署 … 042-774-0119 ・ 津久井消防署 … 042-685-0119

※身体障害者手帳等級1級・2級の方、知的障害児者で障害程度が最重度・重度の方および精神障害等級1級・2級の方（障害者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）は、「日常生活用具（自立生活支援用具）」として、住宅用火災警報器の給付制度があります。詳しくは、各高齢・障害者相談課（緑、津久井、中央、南）、各福祉相談センター（城山、相模湖、藤野）へご相談ください（8ページ参照）。

## 主な行政機関・施設の一覧

名 称	所 在 地	問い合わせ先
相 模 原 市 役 所	中央区中央2-11-15	TEL 042-754-1111(代)
地 域 包 括 ケ ア 推 進 部	—	—
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課		—
計 画 推 進 班		TEL 042-769-9222 FAX 042-759-4395
地 域 づ く り 班		TEL 042-769-9231 FAX 042-759-4395
在 宅 医 療 ・ 介 護 連 携 支 援 セ ン タ ー		TEL 042-769-9250 FAX 042-759-4395
福 祉 基 盤 課		—
福 祉 基 盤 班	中央区中央2-11-15 (本館4階)	TEL 042-707-7046 FAX 042-759-4395
高 齢 指 定 ・ 指 導 班		TEL 042-769-9226 FAX 042-759-4395
障 害 指 定 ・ 指 導 班		TEL 042-769-1394 FAX 042-759-4395
高 齢 ・ 障 害 者 福 祉 課		—
高 齢 福 祉 班		TEL 042-769-8354 FAX 042-759-4395
障 害 福 祉 班		TEL 042-707-7055 FAX 042-759-4395
高 齢 ・ 障 害 者 支 援 課		—
高 齢 支 援 班	中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらB館3階)	TEL 042-769-9249 FAX 042-769-5708
障 害 支 援 班		TEL 042-769-8355 FAX 042-769-5708
障 害 認 定 ・ 給 付 班		TEL 042-769-8272 FAX 042-769-5708
精 神 保 健 福 祉 課	中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館2階)	TEL 042-769-9813 FAX 042-750-3066
精 神 保 健 福 祉 セ ン タ ー	中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館7階)	TEL 042-769-9818 FAX 042-768-0260
介 護 保 険 課		—
総 務 ・ 給 付 班	中央区富士見6-1-20 (あじさい会館4階)	TEL 042-707-7058 FAX 042-769-8323
保 険 料 班		TEL 042-769-8321 FAX 042-769-8323
認 定 班		TEL 042-769-8342 FAX 042-769-8323
緑 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課		—
高 齢 福 祉 班	緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎3階)	TEL 042-775-8812 FAX 042-775-1750
身 体 ・ 知 的 福 祉 班		TEL 042-775-8810 FAX 042-775-1750
精 神 保 健 福 祉 班		TEL 042-775-8811 FAX 042-775-1750
城 山 福 祉 相 談 セ ン タ ー	緑区久保沢1-3-1 (城山総合事務所本館1階)	TEL 042-783-8136 FAX 042-783-1720
津 久 井 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課		—
地 域 ・ 高 齢 福 祉 班	緑区中野613-2 (津久井保健センター1階)	TEL 042-780-1408 FAX 042-784-1222
障 害 福 祉 班		TEL 042-780-1412 FAX 042-784-1222
相 模 湖 福 祉 相 談 セ ン タ ー	緑区与瀬896 (相模湖総合事務所2階)	TEL 042-684-3215 FAX 042-684-3618
藤 野 福 祉 相 談 セ ン タ ー	緑区小淵2000 (藤野総合事務所2階)	TEL 042-687-5511 FAX 042-687-4347

名 称	所 在 地	問い合わせ先	
中央高齢・障害者相談課		—	
高 齢 福 祉 班	中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館1階)	TEL 042-769-8349 FAX 042-755-4888	
身 体 ・ 知 的 福 祉 班		TEL 042-769-9266 FAX 042-755-4888	
精 神 保 健 福 祉 班		TEL 042-769-9806 FAX 042-755-4888	
南 高 齢 ・ 障 害 者 相 談 課		—	
高 齢 福 祉 班	南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター1階)	TEL 042-701-7704 FAX 042-701-7724	
身 体 ・ 知 的 福 祉 班	南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)	TEL 042-701-7722 FAX 042-701-7705	
精 神 保 健 福 祉 班		TEL 042-701-7715 FAX 042-701-7705	
生 活 福 祉 部	—	—	
生 活 福 祉 課	中央区中央2-11-15 (本館5階)	TEL 042-851-3170 FAX 042-759-4395	
国 保 年 金 課	中央区中央2-11-15 (本館1階)	—	
給 付 班		市国民健康保険コールセンター TEL 042-707-8111 FAX 042-751-5444	
賦 課 班		TEL 042-769-8228 FAX 042-769-8751	
年 金 班		市後期高齢者医療コールセンター TEL 042-707-8787 FAX 042-751-5444	
後 期 高 齢 班			
保 健 衛 生 部	—	—	
地 域 保 健 課	中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらB館4階)	—	
地 域 保 健 班		TEL 042-769-9241 FAX 042-750-3066	
医 事 薬 事 班		TEL 042-769-8343 FAX 042-750-3066	
医 療 政 策 課		TEL 042-769-9230 FAX 042-750-3066	
地 域 医 療 対 策 室		TEL 042-769-9230 FAX 042-750-3066	
疾 病 対 策 課		—	
感 染 症 対 策 班		TEL 042-769-7201 FAX 042-750-3066	
難 病 対 策 班		TEL 042-769-8324 FAX 042-750-3066	
予 防 接 種 班		TEL 042-769-8346 FAX 042-750-3066	
健 康 増 進 課		—	
健 康 づ く り 班		中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館4階)	TEL 042-769-8274 FAX 042-750-3066
成 人 保 健 班			TEL 042-769-8322 FAX 042-750-3066
中 央 保 健 セ ン タ ー		中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはらA館4階)	TEL 042-769-8233 FAX 042-750-3066
緑 保 健 セ ン タ ー	緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎4階)	TEL 042-775-8816 FAX 042-775-1751	
緑保健センター (津久井担当)	緑区中野613-2 (津久井保健センター1階)	TEL 042-780-1414 FAX 042-784-1222	
南 保 健 セ ン タ ー	南区相模大野6-22-1 (南保健福祉センター3階)	TEL 042-701-7708 FAX 042-701-7716	

名 称	所 在 地	問い合わせ先
まちづくり推進部	—	—
住 宅 課	—	—
住 宅 政 策 班	中央区中央2-11-15 (第1別館2階)	TEL 042-769-9817 FAX 042-751-9674
市 営 住 宅 班		TEL 042-769-8256 FAX 042-751-9674
土 木 部	—	—
下 水 道 料 金 課	中央区中央2-11-15 (第1別館2階)	TEL 042-769-8376 FAX 042-754-1068
緑 区 役 所	—	—
区 民 課	緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎2階)	TEL 042-775-8803 FAX 042-770-7008
城山まちづくりセンター	緑区久保沢1-3-1 (城山総合事務所本館1階)	TEL 042-783-8103 FAX 042-782-1290
津久井まちづくりセンター	緑区中野633 (津久井総合事務所本館1階)	TEL 042-780-1400 FAX 042-784-7474
相模湖まちづくりセンター	緑区与瀬896 (相模湖総合事務所2階)	TEL 042-684-3214 FAX 042-684-3618
藤野まちづくりセンター	緑区小淵2000 (藤野総合事務所本館1階)	TEL 042-687-5514 FAX 042-687-4347
中 央 区 役 所	—	—
区 民 課	中央区中央2-11-15 (本館1階)	TEL 042-769-8227 FAX 042-769-7037
南 区 役 所	—	—
区 民 課	南区相模大野5-31-1 (南区合同庁舎1階)	TEL 042-749-2131 FAX 042-749-2255
相模原中央メディカルセンター	中央区富士見6-1-1 (ウェルネスさがみはら1階)	※休日や夜間に急病になったときは、 相模原救急医療 情報センター (TEL042-756-9000) にお問い合わせください。
相模原南メディカルセンター	南区相模大野4-4-1 (相模女子大学グリーンホール1階)	
相模原西メディカルセンター	緑区中野1681-1	
相模原北メディカルセンター	緑区西橋本5-3-21 (緑区合同庁舎1階) ※休止中	

※相模湖地区・藤野地区以外の相模原市域から相模湖地区・藤野地区へ電話をかける場合、市外局番の042が必要です(相模湖地区・藤野地区は、八王子支局のため)。

## 福祉に関するマークの紹介

	<p><b>障害者のための国際シンボルマーク</b></p> <p>障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。 このマークは「すべての障害者を対象」としたものです。特に車いすを利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。</p>
	<p><b>身体障害者標識</b></p> <p>肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。(表示は努力義務) 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	<p><b>聴覚障害者標識</b></p> <p>聴覚障害であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。(表示は義務) 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	<p><b>耳マーク</b></p> <p>聞こえが不自由なことを表すマークです。 このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法への配慮についてご協力をお願いいたします。</p>
	<p><b>ほじょ犬マーク</b></p> <p>身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。 身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。現在はデパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設でも身体障害者補助犬が同伴できるようになりました。</p>
	<p><b>補助犬同伴可マーク</b></p> <p>身体障害者補助犬の受け入れを促進するマークです。</p>
	<p><b>オストメイトマーク</b></p> <p>人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。 オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。</p>

	<p><b>ハート・プラスマーク</b></p> <p>身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に障害がある人を表しています。 このマークを着用されている人を見かけた場合は、内部障害への配慮についてご理解、ご協力をお願いいたします。</p>
	<p><b>障害者雇用支援マーク</b></p> <p>公益財団法人ソーシャルサービス協会が障害者の在宅障害者就労支援並びに障害者就労支援を認めた企業、団体に対して付与する認証マークです。</p>
	<p><b>「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク (社会福祉法人日本盲人会連合推奨マーク)</b></p> <p>白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようというマークです。 見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。</p>
	<p><b>高齢運転者標識</b></p> <p>70歳以上の方が運転する車に表示されているマークです。(表示は努力義務) 危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割込みを行った運転者は道路交通法の規定により罰せられます。</p>
	<p><b>ヘルプマーク</b></p> <p>義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、認知症のある人または妊娠初期の人など、外見では分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークです。 見かけたら、思いやりのある行動をお願いします。</p>
	<p><b>介護マーク</b></p> <p>介護中であることを周囲に理解していただくためのマークです。 見かけたら、あたたかく見守り、可能であれば手助けをするなど、ご理解、ご協力をお願いします。</p>



地域にどれだけ愛されているか。  
 地域になくではならない存在か。  
 地域の人たちが支援してくれるか。

地域に貢献する法人になろう。  
 地域が喜ぶことをしよう。

 **社会福祉法人たちばな福祉会**  
 相模原市南区南台5-10-26 ☎042-744-1313

- |                        |               |
|------------------------|---------------|
| 法人本部                   | ☎042-705-8525 |
| 立正保育園・プリスクールRISSHO(分園) | ☎042-744-1313 |
| RISSHO KID'S きらり・分園ポピー | ☎042-767-2013 |
| 老人デイサービスセンター芙蓉の園       | ☎042-744-1860 |
| 小規模多機能ホーム芙蓉の園          | ☎042-705-2213 |
| グループホーム芙蓉の園            | ☎042-705-2213 |
| 第2小規模多機能ホーム芙蓉の園        | ☎042-767-2770 |
| ヘルパーステーション芙蓉の園         | ☎042-745-1312 |
| 居宅介護支援センター芙蓉の園         | ☎042-766-1013 |
| 相模台第1地域包括支援センター        | ☎042-767-3888 |

※以上相模原市内の施設のみ

ホームページ <http://www.rissho.or.jp/wp>

# 介護で未来をちょっと照し続ける

## 介護一筋、一途な会社

26 都道府県に 862 拠点  
グループ会社 30 社  
10000 人を  
超えるスタッフと  
50000 人のお客様

プライム  
市場  
上場企業



## 事業所一覧

セントケア相模原（訪問介護・訪問入浴）TEL:042-759-2949  
セントケア相模大野（訪問介護・訪問入浴・居宅介護支援）TEL:042-749-2943  
セントケア相模大野デイサービスセンター（認知症対応型通所介護） TEL:042-701-1070  
セントケア相模原ちよだ（ショートステイ）TEL:042-730-6856  
セントケア鶴野森（小規模多機能型居宅介護）TEL:042-702-0850  
セントケア看護小規模鶴野森（看護小規模多機能型居宅介護）TEL:042-701-1780  
セントケア看護小規模清新（看護小規模多機能型居宅介護）TEL:042-786-4929

セントケア神奈川  
ホームページ



■お問い合わせ 045-227-8871  
■求人について 0120-952-249

 **セントケア 神奈川株式会社**

神奈川県横浜市中区太田町4丁目55番地 横浜馬車道ビル7F



# これからも地域の 皆様と共に

## 感謝



社会福祉法人

# 相模福祉村

相模原市中央区田名6769番地  
電話: : 042-761-7788 (代表)  
Mail : tanpoionoie@fukushimura.or.jp

相模原の高齢者支援、児童・子育て支援、障がい者支援などを通じて地域の皆様の福祉のために、これからもずっと。

### 【相模福祉村運営施設】

- 特別養護老人ホーム 縁JOY
- 特別養護老人ホーム 柴胡苑
- 知的障がい者支援施設 たんぽぽの家
- 児童発達支援センター 青い鳥
- 福祉型障がい児入所施設 相模はやぶさ学園
- 障がい福祉サービス事業所及び障がい児通所支援事業所 相模クーク学園
- 障がい者支援施設 虹の家
- 障がい福祉サービス事業所 照手
- 認可保育園 マシュマロ保育園 など

<https://fukushimura.or.jp>



## 訪問看護・リハビリテーション ハローナースステーション

医療機関・介護・福祉との連携を密に行っております。

ハローナースステーションには  
特定行為看護師が在籍しています

1. 酸素吸入、痰の吸引、呼吸訓練などの看護とご家族への指導・アドバイス
2. 排便・排尿に関するケア、人工肛門や人工膀胱のケア、カテーテルの交換や洗浄などのケアとアドバイス
3. 胃や鼻に管を入れ、栄養を取り入れている方のカテーテルのケアとご家族への指導・アドバイス
4. 点滴をしながら、ご自宅で療養を続けるための指導と処理、また、これらのサポート

お気軽に  
ご相談ください

TEL 042-730-6421

FAX 042-730-6422

ホームページ

<http://hellonurse.co.jp/>



## 地域密着型 療養通所介護 ハローケアセンター

療養通所介護とは

常に看護師による観察を必要とする難病、認知症、脳血管疾患後遺症等の重度要介護者や、がん末期患者を対象にしたサービスです。心身機能の維持回復だけでなく、家族の介護の負担軽減などを目的としています。ハローケアセンターには特定行為看護師が在籍しています。

横になったまま  
入れるお風呂、  
シャワーあり



TEL 042-730-5831

FAX 042-730-5832

〒252-0231  
神奈川県 相模原市中央区  
相模原6-24-14 光南ビル1階



サービス提供エリア：相模原市全域（その他の地域はご相談ください。）

## 社会福祉法人 明恵会 グレープの里



### 特別養護老人ホーム グレープの里

入所：要介護3以上の介護が必要な方  
ショートステイ：短期のお泊り介護サービス

### グレープセンター（デイサービス）

入浴・昼食・送迎付きの日帰り介護サービス

### グレープハウス（ケアハウス）

60歳以上の方のお食事付きお住まい

### グレープ（居宅介護支援）

ケアプランの作成・相談

相模原市南区西大沼5-4-20  
042-741-0054  
<http://www.grape-sato.jp>



令和6年度版

高齢者のための  
ふれあい福祉ガイド

---

令和6年7月 発行

編集・発行 **相模原市役所**  
**高齢・障害者福祉課**

相模原市中央区中央2丁目11番15号  
(本館4階)

電話 042 (769) 8354

FAX 042 (759) 4395

電子メールアドレス

k-s-fukushi@city.sagamihara.kanagawa.jp

---



